

令和3年9月13日（月曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	2 番	池 内 弘 道	3 番	浅 野 修 一
4 番	宮 川 徳 光	5 番	濱 村 美 香	6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川 村 雅 志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 課 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	橋 田 麻 紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 本 陽 美

令和3年9月第19回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和3年9月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

令和3年9月13日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

おはようございます。

それでは、議長のお許しがありましたので質問を致します。

コロナの中でわいわい言う中においてではございますが、この決算書を見てみると、標準財政規模の2倍以上の数字で予算が挙がっており、町長以下のその努力は認めるところでございます。そして、目に見えないコロナとの戦いにおいてもですね、よく励んでるというように拝見しておりまして、うれしく思っております。

そこです、ここから通告の戦没者顕彰石碑等整備について質問を致しますが。

戦没者顕彰施設を8月に草刈りをしていただいたことは、大変感謝しております。ただ、作業を始めるときに区長などへ連絡があれば、より一層その感謝の気持ちが倍増するというようにも考えております。

昨日は地区の草刈り作業がございまして、私どももその顕彰施設へ通ずる道、施設周辺の草刈りをしましたが、何分にも20歳のころと違いまして、今朝も議長に言われましたが、弱っちゅうのういうて。それは昨日、草刈りがこたいまして、やはり足腰へいうてきます。そういったことで、この施設に対する維持管理の重さを感じながら質問するわけでございますが。

そのカッコ1番の、戦没者顕彰石碑、施設等整備について3団体ある遺族会との協議実施日、内容など、取り組みを問います。

言語明瞭、意味明瞭、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

おはようございます。

それでは矢野議員ご質問の、戦没者顕彰石碑、施設等整備に係る遺族会との協議について、お答え致します。

町内3遺族会との協議は、令和3年7月16日に実施を致しました。

これまでの議会におきましても答弁の中で触れてまいりましたが、遺族会の存続、平和を継承する記念碑の建立、各地域に残る戦争遺産の維持管理。この3つの課題につきまして、継続して協議をしていくこととしております。

議員ご質問の戦没者顕彰石碑につきましては、各地に点在している戦争遺産の管理の部分かと思われま

す。ここにつきましては、各遺族会のご意向をお伺いし、これまでどおり遺族会の総意は、今のところは今ある戦争遺産を管理するというご意向に変わりがないことを確認致しましたので、今年度予算に、新たに年間2回の草刈りを行う予算を計上し、既に実施をしております。

また、施設の整備につきましても、いずれは平和の碑等を検討してもらいたいが、場所の関係等さまざまな課題もございますので、時間をかけて協議してもらいたいのご意向を受け、平和の碑の建立等につきましても、もう少し時間をかけて調整が必要かと思われます。

いずれにしましても、遺族会の総意としましては、今ある戦争遺産をそのまま管理をしていくというご意向であるため、予算を確保し、年間2回の草刈りについて、今後も実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、ただ今の答弁いただいたんですけど、この令和2年12月議会でも、そのときの答弁が、遺族会の意見を尊重してやると、維持管理は。

会をしたのがですね、この間の7月16日なんですね。それまで何をしようかですか。私がここで一般質問しますよいうてもなかなか動かんが、12月に答弁があったものが7月16日に遺族会と会をした。これは私はね、なかなかどう言うてええかね。

だから、12月にも、今まで町長は追悼式でどういうあいさつをされましたか。今年予定されておる追悼式にはどういうあいさつをする予定ですかと。式辞ですよ。だから、その式辞の中身はなかなか、まあ心打たれるような言葉が出てくるわけですが、この半年以上たってようよう遺族会と会するようなもので、何がどうなっちゃいますかねこれ。遺族会との協議の結果は区長にも報告しますよということになってますがね、12月議会、6月議会を通じて、何をやりゆうがですか。

その去年の国が行った追悼式、首相の去年の追悼式辞、今年の式辞も、命令があり戦地に赴き、亡くなられた方のおかげでこんにちの平和と繁栄があるということをずっと繰り返しようがですよ。そこのへんが私はね、何でこのように。ここで質問するというてちょこっと、1寸ぐらい進んだような話ですかねこれ。大方、白田川、佐賀とありますが、それぞれおんなじことを言ったわけではないと思いますよ。

3つに分けて、ちょっと答弁願えますか。遺族会。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

それぞれの遺族会の思いはありますけれども、その3遺族会との協議の中で、遺族会の総意としてご意向をお伺いしております。そのため、先ほど答弁をしたこととなります。

また、これまで、12月以降につきましては、それぞれの遺族会、それから佐賀の方につきましては、それぞれの地区の方にも連絡をさせていただく必要がございました。そのため、草刈りの日程の調整等をさせていただいた。また、3団体とも皆さんお忙しい毎日を過ごされておまして、ようやく7月の16日という日程を調整させていただいた。そういうことになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

遺族会と協議が整ったことについては、区長にも連絡するという答弁ながですよ。

だから、それはどうなっちゃいますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

それぞれの区長さんの方には、それぞれの草刈り等についての日程調整の際に、ご連絡をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

そのような区長に対する連絡があったということは、私はよう確認しておりませんがね。

どんな形でこれ、確認しちようがですか。区長とのやりとりは。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

それぞれの区長さんの方に電話連絡をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

まあ電話でやったら、言うた言わんの話になって何も記録がないので、これはもう仕方のない話ですけどね。そこに誠意を酌み取ることができる。制度の程度をね。

私は今年の2月6日に昔の東津野村へ行って、去年、高知新聞へ載った記事の原稿を提供された横山さんという方にお会いして、これは口目ヶ市の常会の記録なんですよ。東津野村。中身は、私が地元で持っておるやつとおんなじことですね。やったことは。

それから、これがね、**新田**にある顕彰碑の施設。大変きれいに管理されております。黒潮町のが見たら恥ずかしいですね。恥ずかしい。わしは情けない思うてもんてきた。今年の2月6日、佐賀の遺族会の会長も同行していただいて、現場を確認してきました。まあ、ああじゃこうじゃいう言い逃れの話ばかりで残念極まりないけど、これが黒潮町の現実ですかね。

だから、あるご遺族が私に言われたのは、死んだ者が損じゃ。こういうお話がありましたよ。ここらあたりはやっぱりね、もうちょっと町行政は寄り添う姿勢が必要であると思いますよ。

8月の下旬にも、あるご遺族が私に、今新聞へも出ゆうが、町はそのことをよう考えてもらいたい。その方も高齢、私より大先輩でございまして、年齢的にも。もう足腰が弱って、ご遺族がその施設へお参り

に行くにも大変じゃと、大変ご苦労されよう。そういう方のお話でした。

でね、何か、言われたときに言われたばあもやらんとおって、ああだこうだという言い方は、わしは納得いかん。本当に命令があつて死ななあいからった人の、どれだけ思いあつてこの行政はされようのか。

まあ一回、ちょっと確認したいですね。

どうですかねこれ。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 17分

再 開 9時 18分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思ひます。

先の戦争において、国の命令により戦地に赴かれ命を落とした人の、あるいはご家族のことをどういふうに町は考えておるかという、非常に重いご質問でございます。

このことにつきましては、私の方は町代表として、追悼式の方で追悼文を読んでおります。その内容と申しますのは、先の大戦において、祖国の行く末を案じて、ただ家族の幸せを願ひながら命を捧げられた戦没者 864 名の方と、そして、そのご家族の深い悲しみを思うと、本当に痛恨の思ひがしているところでございます。戦禍に倒れて、惨禍されました多くの方々の無念を思ひますと、また、最愛の肉親を失われたご遺族の気持ちを思ひますと、決して癒されることのない深い悲しみに耐え、それでなお、長い間地域社会に貢献をされてきたことを思ひますと、その哀悼とそしてご慰勞、そして心からの敬意を表するといふうに、まず前段で申し上げました。

そして、私たちはこの悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないことを、次の世代へしっかりと伝える責任がございます。そして平和を築き上げるのが、私たちの使命でございます。

先の大戦から深く学び取りました多くの教訓を胸に刻みながら、町民が安心して暮らしていける豊かな郷土づくりを誓ひまして、追悼の言葉とさせてもらったところでございます。

最後に、御霊の安らかならんことをお祈りして、式辞を締めさせていただきました。

こういうふうな気持ちで追悼の言葉を申し上げ、そしてそれを継承する、今、矢野議員がご質問されている顕彰施設につきましても、町の行政のできる範囲の中で、これからも実施してまいりたいと思つておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町長の姿勢がそうでございますので、はっきり言ってくれましたが、これから先、具体的に何をどう進めていくかという。

以前から言われておりますが、遺族会におかれても高齢化が進み、残された時間は少ない。そういうことなんです。その命の重さがあるわけですね。ご遺族そのものの命の重さがある。残された時間が少

ない。

式辞の、今、町長から言っていただきましたが、これね、ご遺族が、心が安らかになるような行政運営をお願いしたいわけですよ。で、ここで何回も何回も言わないかんということはね、安らかな気持ちにはなかなかなりにくいですよ。そのことはね、しっかりとわしゃあ頭の中へたたき込んでおいてほしいと思います。

それでは、次のカッコ2番、佐賀は大字ごとに顕彰石碑、施設などが設置されている。

整備などについて遺族会との協議実施日、内容など、取り組みを問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野議員の1、戦没者顕彰石碑についての2番についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、先ほどの1番の質問の答弁と、この後から行う3番の答弁と重複する点がありますが、ご了承をいただきたいと思います。

佐賀遺族会との協議につきましては、令和元年10月17日に佐賀支所応接室におきまして、佐賀遺族会長、拳ノ川地区区長、町健康福祉課長と私、地域住民課長の4名で行っております。

議員ご質問の、佐賀地域の集落に残る戦争遺産等の整備に特化した協議ではありませんでしたけれども、遺族会や戦争遺産の現状と遺族会の今後の意向について協議をさせていただきました。

その内容につきましては、遺族会から、高齢化や遺族の町外在住者が増えたことにより、遺族会の活動が厳しくなっていることや、現在残っている1名の正会員の方が亡くなられましたら、遺族会の活動を休止または解散することで総会の決定を得ていること等が報告され、佐賀遺族会と致しましては、町内3遺族会の統合は難しく、会員の減少や高齢化により遺族会の存続が困難であること。佐賀地域に点在する複数の慰霊碑を1カ所に集約することは望んでいないこと。国の命令で戦争に行つて犠牲になった方々であるので、慰霊碑の管理や恒久平和を願う石碑等の建設を行政の責任において行ってほしいこと。各地区に残る慰霊碑等の周辺を、年数回、清掃、草刈りをしてほしいこと。佐賀地域に追悼の碑等を建立し、町で維持管理をしてほしいこと等のご意見をいただきました。

これを受けまして、慰霊碑周辺の清掃や草刈りにつきましては、議員ご承知のとおり本年度からスタートをさせております。

慰霊碑周辺の整備につきましては、この後の3番の答弁でお答えを致しますので詳しくは申しませんが、既に県とは担当者レベルで協議を行っておりますので、補助事業を活用して行えるよう今後も県と調整をしてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

その草刈りについては、最初のときにも2回という話やったけど、これ、12月議会では町長の答弁は、2回あるいは3回という答弁ですよ。それをじいっとね、違うこと言いゆう。

2回あるいは3回という、この場において町長が答弁したいことは、町民に向かってね、テレビでやってるんですよ。そのことについては先の6月議会でもね、私は確認しちやりますよ。またね、先ほども2回言いゆう。これはね、わしはこの姿勢が分からん。口から音を出したのが課長やけど、これ町長に代

わって言いゆう話やから、町長が言わしたことになるわけですよ。そのことははっきり言うちよきますよ。これテレビを見ゆうんだから、住民が。

それからね、県と協議言うけど、もう今9月議会。いつやるつもりですか。どうやってやるつもりですか。

そして、遺族会に全部責任を持たしたらいいけませんよ。佐賀の場合は特に、各大字、集落ごとにある。遺族会の会長さんといえども、それを全部まとめて回るいうことは大変なことですよ。だからね、行政が逃げゆうわけ。行政が先頭に立ってやらないかん。その各地区へ入って行って話をすることは。

それで、難しいような質問、あるいは中身のことを言うとな、これは困りますよ。大変高齢化されて、ご遺族自体が大変、体の面においても弱ってきておりますわね。そこが前からも言うようにね、優しく言うてもらわな困るがですよ。早口でぺらぺらぺらぺら言うて、後で聞かれたら言うた言うたいう答弁してもね、それはいいかん。言わんに等しい。住民を困らすだけ。それは、ほかの業務においても一緒ですよ。先だつての、4番目のこの場における質問の場合は、職員が大変気を使うてゆっくり発言されておりましたがね、そういう心構え、これはね必要ですよ。普段の業務において。

その県と打ち合わせするいうても、地元の声が確認できないとできんわけですね。その話を私は去年から言いゆうがですよ。県から言うてくる前に、こちらから行かないかんと。こちらがやりやすいことを考えて、県へ要求、要望せないかんということは言うたけど、12月やったですかね、県から言うてきたら動く。ちゃんと議事録へ載ちちりますよ。住民はそれ聞いちりますよ。

これ、どんなふうに取り組んでいきますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問に、まず私の方から、1点だけお答えさせていただきます。

2回ないし3回のお話でございますけれど、今年の今年度の予算査定の段階で、私の方が2回の予算というふうに判断して決めさせております。

と申しますのは、遺族会の方でもやられている場合がございますので、あと2回の予算を組んで、あと遺族会の方と協議しながらやっていくという方針で決めました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

県との調整のことでございます。現在、今年度から県の補助要項は今年度からスタートした事業であります。要項を制定する段階で黒潮町の意見も言わせていただいて、それに沿った形にさせていただきたいというお願いはしてまいりました。

しかしながら、もう担当者レベルでは既に何度か調整はしておりますけれども、なかなか黒潮町が望む事業とこの県の補助事業等を入れてやるということが難しい部分もありまして、現在、その調整に時間を要しているところであります。

できれば今年度中に1カ所でもやりたいと考えておりますので、これは補正予算対応も含めて検討させてもらいたいと思います。

それと、遺族会に責任を丸投げするなというところの点につきましては、当然、遺族会長のご意見も伺

います。で、その遺族会長の下には遺族の皆さんもおられます。で、遺族会イコール遺族の皆さんでもありますので、会長だけでなく遺族会の構成する皆さん、遺族の皆さんとですね、その地区を統括する区長の皆さん等にもご相談等申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、12 月議会で青木課長、まあこれは町長が言ったことになりますが、当初、佐賀に 14 地区 199 基あった。平成 25 年、10 地区 109 基まで減少しておる。先月調査、これは 11 月ですね、去年の。82 基。最近、佐賀の施設 2 基を移設の相談があったと。

これ私が思うにね、ここらあたりは行政が先頭に立って維持管理しないので、こういうことになるんですよ。全部、ほったらかしの状態やないですかこれ。だから、ご遺族はたまらんがですね。たまらんの、こういうことであれば、わが家族の眠る墓地へ移設しなければならなくなる。顕彰施設とは何ぞや、というものが認識されてないのやないですか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

行政施策が後手後手になってるから顕彰石碑が少なくなっている、というご意見かと思います。

確かに原因の一つであることは間違いないかもしれませんが、往々にしてその遺族の方の家庭の事情で、自分たちの墓に持っていくというところもあります。

ちょっと対応が遅いというのは反省をせないかんとところでありますけれども、今年の県の要項ができましたので、それに町の要望を当てはめて、その中でできる事業からやっていきますので、もう少しお時間を頂きたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

家族のご意向があるというのも分かりますね。それは、

まあ私の知るところでも、だいたい町外へ転出されておいでますね。しかし、施設は残っておるとい、そういう状況が多くあるわけです。

私がこの前回から、前々からこの質問したときの、この施設の写真をずうっと撮っちゃいます。だからね、家族だけではないんですね。家族の都合だけではないがですよ。よそへ移設の話は。放置した状態である。それはもう、その当時の私のこの写真を見ていただいたら分かりますよ。昨日今日撮った写真じゃない。

で、なぜこうなったかというのは私もよく分からないけれども、それを移設されることについて、家族だけにその都合があるというようなことだけではね、私は納得いきませんねこれは。それ以外の方も多くいらっしゃる。しかし、施設の整備はできてない。

これはどのように考えておりますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほどの答弁と繰り返になりますけれども、今まで放置してきたというよりは、整備されてこなかった各地区に残る戦争慰霊碑に関しましてはですね、今年度からハードの方について県事業を導入しながらやりたいということでございます。

従いまして、今年度残された時間はもう残り半月ぐらいしかありませんけれども、その中で補正予算等に対応して、一件でもできるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、カッコ3番の、部落要望の戦没者顕彰石碑、通路、連絡道等、整備の協議や工事の進捗（しんちょく）を問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の1の3番についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、6月議会の議員のご質問に対し私の答弁と致しまして、赤道などの法定外公共物の維持管理と同様に、毎年提出される地区要望に基づき、当面は地域整備事業の予算の範囲内で対応したい、というふうに答弁を致しました。

まず、この地区要望の実施する際の基準について、少し説明をさせていただきます。

黒潮町では、毎年提出される地区要望を実施する際に、どんな内容の要望を優先的に行うかを明記した、赤道、青線に係る地域整備事業採択基準を平成30年度に作成しておりまして、その基準に沿って実施の可否を判断しております。この基準の第1順位では、住宅に通じる赤道等の崩落、舗装の劣化による路面の穴や凹凸。第2順位では、大雨により青線などの谷水が溢れ出て住宅に影響があること等を掲げておりまして、主に住宅地周辺の住民生活に直接影響を与える危険な個所を優先的に行うことにしております。このことは、毎年数百件提出される地区要望を予算の範囲内で全て実施することができないことから、一定の基準を設けているものであります。

従いまして、人家から離れた山の中にある道等については、危険度や緊急度の観点からどうしても優先順位が低くなってしまい、協議の結果、他の要望が優先されてしまう傾向にあります。

次に、工事の進捗（しんちょく）、実績についてです。

平成27年度までの直近7年間の地区要望を確認致しました。そのうち、戦没者顕彰石碑等に関する要望で実施したものは2件しかありませんでした。1件は、平成30年度に不破原で行った支障木の伐採、もう1件は、昨年度川奥で行った農業用倉庫に崩れ落ちた土砂を取り除いたものであります。どちらも人家周辺の人の生活に影響を及ぼすものであり、先に答弁した採択基準に沿ったものとなっています。

いずれに致しましても、地区要望で提出された戦争遺産の維持管理に関する要望を実施する際には、現在の地域整備事業の予算や採択基準では厳しい状況にあります。

従いまして、今後は、県が本年度策定した高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱の導入を前提に、

できれば次回、12月議会に補正予算を計上して実施したいと考えております。その際、遺族会長や遺族の皆さんはもちろん、各地区の区長さんにもご相談をしたいと考えております。本町が希望する事業が県の補助事業で実施可能かどうかを県と調整を行い、地区要望などの地域整備事業の予算とは別枠で実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

最後で別枠言うたがで、まあこちらね和むとはあるけど。

30年度にその赤道なんかの基準を作ったいうけど、私は承知していない。恥ずかしながら。それは例規集に載っちゃう話ですか。そんなもんがどこで作ったのか、私は承知していないので、そんなことはやっぱり町民に分かるようにしてもらわな困る。何で地域整備に、地域整備いうかよう分かららったけど、何となく分かったような気がする。

しかし、これはあくまでも一般的行政執行をする上での基準であって、町長これね、ここから先、政治の問題ですよ。町長が特に認める場合は、その限りにあらずですよ。あれこれ決めちゃうのは行政の世界。しかし、どうしてもそれに係らんとこが出てくる。それをね、政治がやらないかんことですよ。町長は、行政の長であると同時に政治家じゃ。住民が選挙で直接選んだ職じゃ。それがね、基準基準言うて、基準作ったが自分じゃ。告示行為したかどうか、それはわしは知らんけど。そこはね、政治の問題できちっとやらないかん。最後の所が救いよ、今の話は。

で、通常の問題ではないということで、これは取り上げてやりゆうわけよ。人の命令によって死なないからった、その方たちを追悼、顕彰するための施設。それを何とかしてくださいよ言いようときに、通常の行政事務とおんなじ考え方では困る。そこが、前へ進まん原因の一つ。だからね、町長これね、行政の中でもきちっと整理してもらわないけませんよ。そうでないとね、心が伴わん。そのがは分かりましたわ。後で要望を聞くということやったから。

だからね、そういったことはやっぱり情報はね、ちゃんと流さないけませんよ。金はね町民の金じゃ。執行機関の金やない。これだけははっきり言うちよきますよ。

次、4番いきます。

既設の戦没者顕彰石碑設置場所などを遺跡、平和公園として位置付けすることについて遺族会と協議をしたか。

併せ、協議実施日を問う。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員ご質問の、既設の戦没者顕彰石碑設置場所等についての遺族会との協議について、お答え致します。最初の答弁と重複する部分がございますが、ご了承ください。

遺族会との協議実施日は、今年度は7月16日でございます。その中で、それぞれの遺族会のご意向を確認させていただいたところでございます。

いずれは平和の碑等を検討してもらいたいが、それが、現存の遺族会ごとに現在の場所に設置をするのか、または町で一つにまとめるのかにつきましては、今後も、もう少し時間をかけて協議していただけれ

ばとのご意向がございました。

従いまして、今後も遺族会との協議を繰り返す中で、もう少し時間をかけて継続して協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

遺族会、3つあるんですよ。

大方の場合は、1カ所に設置されているというように思います。この資料を見よっても。

白田川については、1カ所にはなってるんだけど、いろんな基数が立っておりますので、そのへんの考え方とかいうのも考慮していく必要があるというように、私なりには思うんですが。

佐賀の場合は、それ大字ごとにあるんですね。ばらばらに。

これ、遺族会遺族会言いようけど、設置されておる状況が違うんですね、それぞれ。それをひとまとめにしてね、遺族会ということはおかしい。

それぞれどういう意見がありましたか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

それぞれの遺族会長のご意向をお伺いを致しました。それぞれに思いはございましたけれども、最終は先ほど申し上げましたとおり、一つのご意見で統一されたと考えております。

平和の碑を町で1つにするのか、現在の遺族会の数の3つにするのかは、時間をかけて協議してもらえばいいと思うと、そういったご意向をお伺いをしましたので、そのように答弁をさせていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

時間をかけるとは、どれくらいの時間をいうことですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

遺族会との協議につきましては、年間1回から2回の協議の場を持たせていただいております。その中で、引き続いて協議をしていく事項の一つとして、毎回確認をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

いや、遺族会いってもね、佐賀の場合はお一人なんですよ。戦争未亡人の方は。だから、残された時間

は少ないと言いがたですよ。そういうことがありながら、年に1回会したとかいうことですか、会は。そんなことじゃないでしょう。

だからね、12月にここで質問やった。遺族会で会議を、話をさせてもらいます。結果を区長等に報告しますと。いつ報告ありましたか。ないでしょう。

どうですか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 51分

再 開 9時 52分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、遺族会との町の関係ですけど。この慰霊の顕彰碑の保存については、もう今までもずっと町の一貫してきた姿勢は、遺族会と協議しながら今後の方向を決めていきたいというのが一貫した方針でございます。

それから、区長にその遺族会のことを伝えると私が答弁で申したというご質問ですけど、答弁の仕方をもう一回、議事録で確認する必要がありますけれど。

区長さんというのは、例えば佐賀関連の全ての区長さん、あるいは大方関連の全ての区長さんになってきますので、そのへんはなかなか全ての区長さんにこのことを一部始終、この遺族会との協議をお伝えすることはなかなかできてないです。これまでもできてないです。そのへんのことは、もし答弁でそういうふうに答えてあったらですね、そのことができてないのでそれはお断りして。

また、今後におきましても、その遺族会との協議のことをどこまで、どの範囲の区長さんにお伝えするのか。これはまた遺族会の方とも協議しながら、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これは過去の議会の発言の中で、石碑等維持管理は遺族会の意見を尊重し、そこで決定された内容を区長に報告するという答弁なんです。

で、佐賀には各集落に残っておってですね、道等については地区要望に基づき実施。実施の際は、その都度区長へ相談すると。草刈りは、年2回、あるいは3回やらなければならないと。この3回の問題にこだわるのは、2回というのはね町長、予算の中でやったところでね、それは内部統制の問題ですよ。ここで発言することが全てだから。それはなぜかいうたら、主権者たる住民に向かって答弁したわけやから、それが正しい答えなわけよ。正しい答弁。ただ、私が願うところは、それが2回であれ3回であれ、顕彰施設としてふさわしい維持管理ができちりますかというところが基本なんだから、そこは考え違いのないようにしてくださいね。

だから、町長が今そういうことを発言ありましたので、それはまあ良しということで次へ移らせて

もらいますが。

4 番目のやつは、遺族会と協議したか、併せ協議実施日を問うということで、そのいつということやっただと思いますが。私の、いつやりますかということやとわしは思うちゅうけど、そのことは答えてくれたかね。まあ、後で議事録見たら分かるさ。

じゃあ、次いきまして防災です。

1 番目ですね、今度は佐賀の番じゃないでしょうかということで、今年の 4 月 13 日、佐賀地域の区長 12 人が町長に、佐賀でも高台造成をと。そのほか要望しましたが、その後の対応を問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、防災についての 1 点目、今度は佐賀の番じゃないでしょうかという、佐賀地域の 12 区長の要望について、その経過はどうかというご質問でございます。

基本的に、中島議員への答弁と同じになります。

ただ、少し付け加えて言いますと、佐賀地区 12 区長からの要望書の中で具体的な要望事項として、若者を中心とした復興デザイン協議会と、そして産業振興協議会の設置のご提案をいただいております。

復興デザイン協議会、これは仮称ということになろうかと思えますけれど。仮称復興デザイン協議会につきましては、これは黒潮町事前復興まちづくり計画を今後推進する中で検討することになります。これにつきましては、令和 3 年度完成予定の高知県事前復興まちづくり計画策定指針を参考に、来年度以降に進めてまいりたいと考えております。

そして、産業振興協議会、これも仮称でございますけれど。それにつきましては、高規格道路の佐賀インターチェンジの完成を見据えた取り組みのためにも大変重要なことではないかと考えておりますが、コロナ禍の中で、今年度は佐賀地域の事業者や関係機関の個別のヒアリングを行ってまいりたいと思っております。

また、津波浸水区域外への事業所移転希望の声もあることから、新たな土地への企業立地調査を高知県と協議しながら検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

取り組みは前向きにやっていただいておりますということは確認できましたが、それはいつごろ、そういったことが動きまさらうね。

私たちの目には全然分かりませんので、そのへんを示していただくことが、町民の付託に応えていただきゆうなあと。ありがたいなと思うところはそこにあるんですよ。いつやるやら分からんようなことでは、なかなか住民はですね、分かりました、町長は腕が立つねというようにするにはやっぱりある程度、このころにやりますよとか、このころにどうしますよと。そういうものがあるとですね、大変住民は心にかかるわけですが。

どうなっちゃいますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

中島議員のときの答弁にも言いましたけれど、この12区長さんの要望事項、非常に大きな事業でございます。なかなか事業化するというのは簡単なことではございません。これはもう町の財政上の問題、あるいは黒潮町という地形の問題。とても時間もかかるし、費用も掛かる事業になってくると考えております。

そういう中で、今できることを考えていかなければならないわけでございますけれど、まずは、この区長さんからいただいた具体的なこの2つの提案、これを可能な限り生かさせていただいて、地域とともに取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで、まずはやらなければならないのは、産業振興の面だったらその地域の事業者からのヒアリング。これは必須でございます。検討委員会とか立てるよりも、まずはそういう細かいヒアリングを今年度かけてやりたいと思っております。

それから、さらに具体的な企業の立地調査。これは浸水区域に、佐賀地域に町にとって大事な企業がたくさんございます。そういう所の一部から、高台の方に立地場所はないかというふうな、これもヒアリングの中で聞いたわけでございますけれど。そういう所、なかなか現状では、適地はなかなか探していくのは難しい。12の区長さんの方、あるいはその区長さんの代表的な方と地図を見ながら場所を探しても、なかなか簡単には見つからない状況です。

そういうところで、県の方に出向いて、こういうことについて少し県の方も考えていただきたいというような協議もさせていただきました。その中で、調査ですね。そういう立地する場所が地域にあるのかないのか。そういう調査であれば可能ではないかというふうに思っております。

そういうことで、県との協議、あるいは予算的な調整ができましたら、できれば今年度中に調査については実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

分かりました。

それでは、次へ移ります。

カッコ2番ですね。公園計画見直しと土佐西南公園の運動場のかさ上げ、および屋内運動場を問う、と通告しておりますが。

これはいかがなものでしょうかね、町長のお考えは。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは矢野議員の、土佐西南大規模公園についてのご質問にお答え致します。

まず、土佐西南大規模公園の区域見直しにつきましては、今年、2月と3月に分けて関係地区の代表者の皆さまとの意見交換会を開催し、見直し案を提示の上、ご意見をいただきました。

主な意見と致しましては、早期の除外を求める意見、また、高台を有効活用したいため東公園付近の県が買収している区域の一部も除外できないか、などの意見をいただいたところでございます。

現在は、11月に行うパブリックコメント、意見公募の作業を進めているところでございます。

その後は、皆さまからの意見を踏まえ、地元説明会を開催した上で都市計画決定に向けて作業を進める計画であると伺っております。

運動場のかさ上げおよび屋内運動場のご質問につきましては、土佐西南大規模公園、東公園のグラウンドに対する質問であると推察し答弁致します。

東公園グラウンドは、想定される最大の津波が襲来した場合には、1メートルから3メートルほど浸水するとされています。

津波浸水に対して東グラウンドは安全性の高い避難場所であるが、高さに心配な面がある。また、避難した先に屋根付きの建物があればさらに安心して避難できる、といった趣旨のご質問であろうかと思います。このことは、先般の佐賀地域の12地区の区長からの要望とも関連しております。

ご要望に対しましては、現在のところ、かさ上げも屋内運動場も具体的な計画はございませんが、さまざまな可能性を探り、大規模公園用地を活用することも選択肢の一つとして協議は継続してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

こういう前向きなお話ですが、要は、県にしたら黒潮町の姿勢がどうであるのか、考えがどうであるのか。これがかっちりしたものにして要望、要求をしていかないとですね、町がまだ足元が固まらんうちにああじゃこうじゃ言われても、県もその受け答えに困ると思いますので、しっかりと足元を固め、その作業を急いでやっていただきたいことを思いまして次の質問へ移りますが。

の、土佐西南大規模公園の海岸遊歩道が被災し何年も通行止めになっている。なぜ防災対策のこの復旧をしないのか問います。

先週の金曜日に、私もあそこの佐賀の港湾の隣接する所で、緑地、字で言いましたらあこは潮風だったと思いますが、そこをちょっと見に行きました。確かに手当てをしておりました。が、それらも応急処置の分が、土のうをついた分がございまして、それらも併せてですね、速やかにやらないかと。時間が遅れましたら、全部負担金が要る工事になってまいりますので。早くやって災害復旧の方で採択してもらえれば我々の負担金は要らなりますので、そこを速やかに取り組むようにしてもらいたいわけですが。

どうなっちゃいますろうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

矢野議員の、土佐西南大規模公園の海岸遊歩道についてのご質問にお答え致します。

ご質問のとおり、土佐西南大規模公園、西公園の海岸遊歩道につきましては、台風による被災や劣化により、長年通行止めとなっております。

その復旧につきましては、地元の皆さまからの要望も伝えましたところ、今年度に海岸までの階段部2カ所の修繕を実施する計画であると、県の担当者から伺っております。

今議会に上程しております一般会計補正予算のうち、土佐西南大規模公園県工事負担金に、この階段工事に対する町負担金が含まれております。

しかしながら、海岸遊歩道全区間の復旧につきましては、波浪による再度の被災が想定されることや、塩害による劣化速度に対する懸念があるため、慎重に検討したいと伺っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

少し前進した分はいいですけど、こういう遊歩道なんかは初めから分かったことでございますので、そういうことを踏まえた上の計画をしていただかないと。このときは、わが町の負担金も払うちゅうがですよ。工事には。

そして、あの辺の周辺の土地、それぞれ個人の地権者の方がおいでとるわけで、その方からいろいろお願いして造った公園施設でございますのでね、そのへんを十分に思い出していただいて速やかなる復旧をするように、これはね要求していただきたいと思います。

じゃあ 4 番へいきまして、令和 2 年 9 月 11 日の議会開会中において落雷、豪雨があり、町道水没、園児避難、通信網被害があったが、この議場に町長以下、議会が全部集まった中でよね、何の報告もなかった。

さまざまな訓練をしているが、訓練が生かされているか問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、議会開会中の豪雨対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨年の 9 月 11 日の大雨につきましては、9 月議会中の大雨となり、議会を延会し防災対応を取ってきたところでございます。

9 月議会最終日の 14 日に行政報告として報告致しましたが、9 月 11 日、気象庁はレーダー解析により、本町で午前 8 時までの 1 時間に 120 ミリ以上の大雨が降ったとして、記録的短時間大雨情報を発表致しました。同時刻には、蜷川の雨量観測で時間雨量 94 ミリを記録しています。

朝の 8 時過ぎに浸水害に対する大雨警報が気象台より発表され、第 1 配備体制を取りました。午前 10 時ぐらいからは落ち着いた状況となっておりますが、午後より再び雨が激しく降り始め、土砂災害警戒情報が発表されたことから避難所を開設し、14 時前から対象地区に対して順次、避難勧告、避難指示を計 29 地区、1,812 世帯、4,569 人に発令致しました。

開設した 12 か所の避難所への避難者数は、把握した人数としては 38 名でしたが、一時は道路が冠水する等の状況となりました。その後、18 時ぐらいから雨が上がり始め、21 時過ぎには全地区の避難勧告、避難指示を解除しました。

近年の線状降水帯の発生による突発的な豪雨に対しましては、行政だけでは限界があります。こうした状況にあることから、平成 30 年度から実施している洪水、土砂災害のワークショップにより、各地区の自主避難計画作成を進めているところでございます。

作成後は、地区で決めた避難するタイミングにより避難訓練も実施しており、取り組みおよび訓練等は生かされていると考えております。

計画書は作って終わりではなく、各地区で進めている地区防災計画に組み込み、訓練だけではなく、出水期での事象に対する行動を検証し見直しするよう、取り組みを進めてまいります。

昨年の豪雨に関しましては、議会が開会されている中での対応となりましたが、対応については何かあれば動きを取れるよう配備体制を取っております。

しかしながら、矢野議員申されますように、議会開会中の議場は密室で外部と遮断されている状況であ

と考えます。災害対策本部の本部長である町長等は議場にいるため、災害等の緊急度合いにより指示を受ける判断を行うのは配備についている防災部局になると思います。

また、議会の開会、休憩等につきましては議長の判断にあるかと思いますので、議会の方で、災害の緊急度、例えば大雨警報が発出されれば議長に通知する等の取り決めをしていただければ、防災担当者からの通知により状況報告をさせていただけるものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

いや、私が言ってるのはね、この最高責任者は町長ですよ。そのほかは、全部補助機関。ほんで、ここは議場。いわば、黒潮町においては法律上は最高の機関が開会されておるわけですね。

それが、私が知り得たのが、同僚が警報が鳴りましたということを言っていたので、私もこの建物の中から家の方へ電話入れたら、電話が通じんですね。無線というか普通の携帯、あるいは固定電話はつながらない状態になっておるんで、私はその後、休会を待たずに勝手いいですか1人でここを出たんですよ。ほんで帰る途中で、もう伊與喜の町道は潰かっておるし、国道はもうぎりぎりまで来ておると。電話は、帰っても全然通じない。

だから私が言いたいのは、日ごろの訓練はそういうときにすぐ間に合うように、すぐ対応できるように、その情報が閉ざされちゃうやなしに、こじ開けてでも町長に伝えないかん。この場におるんじゃけん、みんなが。そうしないと、命令ができない、職員は動けない。そういうことなんですよ。そのことを言いようがです。ちゃんと生かされちよりますかということを言いようがです。ああやった、こうやったいうのも大事やけど、本番で間に合いますかと。来たる海地震はね、こんな比じゃないですよ。

そのときに実際、その防災体制、動きますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

訓練に関しましては、毎年1回、防災対応の訓練を行っています。それに関しましては、地震津波を対象とした訓練を行っています。そうした訓練も通常時、こういった風水害等の訓練でも生かされてるものと考えております。

また、風水害につきましては、これまでも例年、警報等により避難勧告、指示等を出してきており、その対応はこれまで積み上げられてきているというふうに考えています。

ただ、先ほども答弁しましたように、議員おっしゃられるようにその議会のときのその対応というのは、まだどういうふうにしていいのかという動きができてなかった状況でしたので、そのときには休会といった形を後にとって対応してまいりましたが、そういった体制に関してどのようにしていくか。これからまた、先ほど言いましたように議会の動き、連動させるように考えていかなければならないと思います。

災害に関しましては、事象はそれぞれ想定されてないことも起こり得ます。そうした際には、おっしゃられるように臨機応変な対応も必要というふうに考えていますので、そうしたことを踏まえて、今後も訓練等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

まあ終わったことですき、それを根掘り葉掘りやっても仕方がないんだけど。

速やかに、最高責任者にはどのような事態があろうとも、すぐ、瞬間に情報伝達できる。そういうことがね、今後、心して取り組んでもらいたいと思います。

それから次へいきますが、5 番ですね、カッコの。

町内の低位置にある診療所、薬局などは津波、洪水などがあると被災し、即住民の命が脅かされる。

事前の対策を問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野議員の防災についての 2 番、災害時の医療に関する事前対策についてお答えをさせていただきます。

黒潮町内には、佐賀地域に町立の国保診療所が出張所診療所も含め 4 カ所と民間の薬局が 1 店、大方地域は民間のクリニックが 2 カ所と薬局等が 4 店、合計 11 カ所の施設があります。そのうち、津波や洪水などの影響を受ける施設は、佐賀地域が佐賀診療所と佐賀薬局、鈴出張診療所の 3 カ所、大方地域は大方クリニックと薬局等 3 店の 4 カ所、合計 7 カ所になります。

まず、佐賀地域についてお答えを致します。

佐賀診療所は、宿毛市で聖ヶ丘病院を経営する医療法人祥星会に運営を委託しています。聖ヶ丘病院は津波や洪水のエリア外であるため、そこから応援を受けることになります。

また、佐賀薬局につきましては、被災直後は親会社が備蓄している薬品を調達することになっているそうです。

なお、鈴出張診療所は直診の拳ノ川診療所の出張診療所ですが、医療器具や薬品などは診療に行く際に拳ノ川診療所から持参しておりますので、現地で保管しているものではありません。

直診の拳ノ川診療所は災害時に医療救護所になることから、医療救護所に来ていただく厚生労働省の災害派遣医療チーム DMAT が中心になります。また、可能であれば現在支援を受けている高知医療センターのほか、本町と災害協定を締結している岡山市に本部を置く NPO 法人アムダや、倉敷市にある川崎医科大学などから、医師や看護師、薬品の提供を受けることになります。

なお、既に拳ノ川診療所には医療救護所分として 1 週間程度の医薬品を備蓄しており、定期的に入れ替えを行っております。また、佐賀診療所も隣接する津波避難タワーに施錠できる容器を設置して、数種類の医療、衛生用品を保管し、定期的に入れ替えることで災害時に対応できるようにしているそうです。

従いまして、佐賀地域につきましては、災害派遣医療チーム DMAT や民間の災害応援医療チーム、また、聖ヶ丘病院等から支援をしていただくことになります。

次に、大方地域についてです。

大方地域の浸水エリア内には、民間のクリニックが 1 カ所と 3 店の薬局等があります。各施設とも、個々に業務継続計画、BCP ですね。などは作成されていないようです。

災害時、大方地域にはこの本庁を含め 3 カ所の医療救護所を開設することになりますので、佐賀地域と同様に、厚生労働省の DMAT を中心に、アムダや川崎医大からも支援をいただくことになります。また、可

能であれば浸水エリア外にある出口クリニックからも応援をしていただけるのではないかと考えております。

従いまして、現時点で考えられる対策を一つ一つ対応しておりますので、今後も関係機関と連携、調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

加えまして、今年はコロナの影響で中止になりましたけれども、町は毎年9月の町総合防災訓練の前日の土曜日に、役場職員を対象にした災害対策本部、支部の設営訓練を行っています。この訓練は、各部、各班ごとに訓練内容を変えて行っておりまして、生活厚生部の医療保健班が医療救護所に関する訓練を行っております。その内容は、黒潮町職員大規模災害時初動マニュアルや黒潮町業務継続計画、BCPに沿ったものになっております。

従いまして、このような町職員向けの訓練を行いながら、災害対策本部や支部のレベルアップを図ることにより、町民の皆さんの不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

外部からの応援に来てくれるというのがありがたいし、うれしいことやけど、この全体的な人口規模などを考えてみますとね、やっぱり大都市、大都会優先なんですよ。

この過疎のわが町にあって、それが先に来てくれるということはね、期待はできませんね。どう考えても。だから、そのへんを踏まえた対策。薬なら薬の在庫対策を考える必要があるように思いますので、これは今後のこととしてね、取り組んでいただきたいと思います。

それで、カッコ6番の、佐賀北部地域において人家の裏山など、崩壊対策工事が未了の区域があるが、姿勢を問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ6の、佐賀北部地域の裏山等崩壊対策工事についてお答えを致します。

議員ご質問の裏山崩壊対策工事につきましては、今年5月31日付にて、黒潮町佐賀北部地域区長会6地区からも、気候変動の影響による集中豪雨や、切迫をしております南海トラフ地震から、人命を守るための対策工事の早期実施について要望書の方が提出されております。

これまで、町内の裏山崩壊対策工事につきましては、高知県事業として急傾斜地崩壊対策事業や治山事業、または、町事業としてがけくずれ住家防災対策事業を、それぞれ採択要件により実施をしてまいりました。

佐賀北部地域区長会からの要望もありました、特に北部地域の核となります、総合保健センター、拳ノ川診療所、保健福祉支援センターこぶし、拳ノ川駐在所等の裏山崩壊対策につきましては早急な対応が必要と考え、去る7月16日付にて、高知県幡多土木事務所へ急傾斜地崩壊対策事業の新規要望書を提出を致しました。

今後は、他の地域におきましても対策が必要な個所については随時、現地調査を行ってまいりますが、併せて、各区長さんからも要望個所を提出をしていただき、事業採択が可能か調整の上、高知県に対し要望をしてまいりたいと存じます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと学校を避難所にしてましてね、その裏山が、大体安定こう配の 30 度以上よりあるんじゃないかなど。集会所なんかもそうですが、そういった所がありますので、避難したくてもできない状況がいう心配もございますのでね、そういったことも広く考えて取り組んでいただくことを要望して、3 番目のね産業振興について質問致しますが。

1 番、タバコ、キュウリ、花など、集約経営に取り組み活気がありましたが、これからも集約型の経営が望まれるが、新たに希望の持てる農業育成に取り組むか問います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは矢野議員の、産業振興についてのご質問にお答えします。

黒潮町の農業振興のため、新規就農者の推進に取り組んでおり、黒潮町農業公社の設立や担い手支援事業を行っているところです。

また、ハウス建設を補助する園芸用ハウス整備事業や、ハウスの不況や施設整備を補助するハウス整備事業、環境制御技術導入を促進することで、数量増進を図る環境技術高度化事業等の既存農家の設備投資への助成も行っています。

特に町では、施設レモン栽培による複合経営を図り、高所得を目指す農業者への支援として、施設レモン産地化事業、生産者が新品種や新品目に挑戦するために支援する新品種・新品目挑戦支援事業を行い、魅力的な農業経営を行う農家支援を行っているところです。

引き続き事業を行うことで、産地の維持、意欲ある農家の支援をしていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町の資料によりますと、平成 4 年には 30 億 3,300 万あった販売金額、まあ一定のデータの下にはそうなってるんですが、それが、令和 2 年には 17 億 500 万というようになっておりますね。で、それに佐賀の分を合わすと、大体佐賀はその 4 年ごろまでは多分 10 億ぐらいあったと思うんで、これが 40 億ぐらいかなと。

で、最近では、佐賀の方は 5 億ぐらいですか、なっておるんで 17 億へ 5 億足したぐらいなものでしょうと。おおむねの話ですよ。諸物価が上がっておりますのでね、そのへん生産者の数にもよるけれども、諸物価が上がってもおるので、やはりここは農業、漁業等、今は農業の質問しておりますので、農業がやはりされる方が元気に、目的、目標なんかを作ってですね、生き生きとできるような農業の振興をすることをその行政が努力していただきたいと。今やってないという意味ではないですよ。やってるんだけど、戸数がだんだんだんだん減ってきて。この資料によりますと、平成 4 年には 1,226 戸、現在では 324 戸と、こうなっておりますので、何とかならないかなあという思いで質問しておるわけでございますので、ぜひですね、よっしゃ、やっちゃろうかと。こういうようにするには、やはりお金もさることながら、行政のその指導力いいですか行政が盛り上げていくような、そういう行政運営をしていただくことを願って質問

しておりますので。

今、答えていただきましたけどね、これからも今以上に頑張って農業振興に取り組んでいただけるか、まあ一回確認をさせてください。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

矢野議員の再質問にお答えします。

農業は基幹産業として大事なことと思いますので、これからも振興していけるように一生懸命取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、次の 2 番ですね。

どのようにして魚の水揚げを図るか、水産業の振興を問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ 2、どのようにして魚の水揚げを図るか、水産業の振興を問うのご質問にお答えします。

黒潮町における水産業振興につきましては、黒潮町総合戦略において、設備投資への助成、売上向上、担い手づくりおよび就業支援、水揚げ向上、水産資源の確保の、4 つの柱で実施をしております。

このうち、水揚げの向上につきましては、近海のカツオ一本釣りに関して、黒潮町活餌供給機能強化事業により、水揚げ港としての魅力向上を図り、カツオ一本釣り漁船の誘致を推進することとしております。

本事業は、平成 26 年度より高知県カツオ活餌供給機能強化事業を活用して開始し、佐賀漁港内において、カツオ一本釣り漁船で使用するイワシを活餌として供給できるようにしたものでございます。これにより、水揚げと併せて次の漁の仕入れができるようになるため、カツオ一本釣り漁船の水揚げ港としての利便性が向上し、水揚げ量の向上が期待できるものと考えております。

なお、佐賀漁港におけるカツオの水揚げにつきましては、町外の漁船の水揚げも多くあり、令和 2 年度は 571 トン、2 億 1,392 万円、令和 3 年度は 7 月末時点で 1,046 トン、1 億 7,769 万円となっており、着実にその効果が出てきているものと考えております。

引き続き、黒潮町における水揚げの向上について既存の施策を推進し、水産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ここ、カツオの水揚げにつきましては、多くの関係者のご尽力や関係機関のご支援などもあって、また、魚がこの沖にいるということもあって、水揚げ量が増えております。

それはうれしいことですが価格がちょっと安いので、私はその価格対策をやっぱりする必要があると思うんですよね。そのためにも、組織体制を充実、強化する必要があるのではないかと、このように考えております。

そのへんについて、どのようにお考えですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

組織の形というものにつきましては、役場の方の組織につきましては海洋森林課、水産振興係、漁港港湾係、こういった形で、現在4名で組織の方、私も含めて5名で水産の方を進めているところでございます。

また、佐賀の漁協の支所とも常に連携して、どのような形の推進体制がいいのかということも協議をしているところでございます。

今後どのような形で、組織も含めて考えていくのかにつきましては、私自身、どのような形に力を入れるのがベストかというところはこの場で答え切れないところもありますが、今後、佐賀のいわゆる施設の方の改修も近い将来計画されているところでございますので、そういった中で施設への補助等も含めまして、さまざまな水揚げに関しての努力を進めていきたいとまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

カツオは高知県の魚でございまして、県も相当力入れていただいていると思うんですが、思うだけではいけませんので、より一層そういった関係機関の力添えをいただいて取り組む方が、町の漁民のために、町民のためになることであろうと思うので、そういったことも踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思っておりますので。

次へ、カッコ3番ですね。

山に降った水は人々の生活を支えつつ海へ行き着く。海中、海底の汚染度など把握しているか問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ 3、山に降った水は人々の生活を支えつつ海へ行き着く。海中、海底の汚染度など把握しているか問う、のご質問にお答えします。

海中、海底の汚染度を把握する手段と致しまして水質検査がございますが、こちらにつきましては役場内の各部署において、担当の係が主たる目的ごとに調査を実施している状況となっております。

例えば、町内の河川につきましては、二級河川伊与木川水系において、年間1回、夏の時期に3カ所程度の採水調査を教育委員会にて実施しております。

また、二級河川蜷川水系におきましては農業集落排水施設の水質の管理と致しまして、年間12回の採水調査を実施しております。

海中および海底の調査につきましては、入野漁港内においてモジャコ養殖における漁業畜養水面の環境

基準調査として、平成 25 年に 1 回、平成 28 年に 1 回実施しており、平成 29 年から平成 30 年は毎月実施しました。直近での採水は、本年 5 月 24 日に採水実施済みとなっております。

また、佐賀漁港内につきましては、畜養水面での水質および水面下での採泥調査を平成 30 年の 1 月に実施しております。

現在までの町内での調査結果につきましては、入野漁港ならびに佐賀漁港につきましても、全て環境の基準値内となっております。

今後につきましても、引き続き、漁港関係含めまして採水調査を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この、どうも資料を見ますと、実は県の持つ資料を私コピーで持ってるんですけど、やっぱり年々ちょっと悪くなってきておるといふ記録になっておりますので、そのへんをよく注視して、これからの行政の在り方いうものを考えていってほしいなと。

具体的なことはまだ分かりません。資料をもらったばかりですので、その中は十分見てないもので。それが悪くなっていつておるないのは分かります。特に入野のこの沖なんかは一番奥まった所にあつて、海水交換が私はあんまりよろしくないというように。まあ、中へ潜って水を取って調べたわけじゃないです。で減多なことは言われませんが、上から見る限りにおいてはちょっとよろしくないな、心配だな、という部分があります。

これからも頑張って、まず現状がどうであるか、調査しっかりやってもらいたいと思います。

それで、次の 4 番ですね。

そういったことを踏まえて、補償的な意味合いを込めて財源を環境税、ふるさと融資などに求め、海の環境を守りつつ漁業資源の育成を図るとともに、水揚げを確保するため、現行の予算とは別に、現行の予算とは別ですよ。外枠で、投石、魚礁などに投資をするか問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ 4、補償的な意味合いを込めて財源を環境税、ふるさと融資等に求め、海の環境を守りつつ、現行の予算とは別に、投石、魚礁等に投資するか問う、のご質問にお答えします。

まず、現時点での投石魚礁ならびに間伐材や漬け木を利用した魚礁の整備実績につきましては、平成 29 年度より鉄鋼スラグを利用した魚礁の整備につきまして、昨年度までに計 5 カ所を整備済みであります。また、本年度は、伊田地区周辺の海域に鉄鋼スラグ魚礁 1 カ所の整備を、現在予定しております。

間伐材魚礁ならびに漬け木魚礁は、旧佐賀町時代からを含め、かなり以前より佐賀漁港周辺に設置が行われてきた経過があります。本年度より間伐材魚礁そのものについて、製作から据付けまでを一貫して森林組合に委託する制度をスタートしております。

魚礁事業における課題としましては、実施を行うに当たって、現時点、高知県に該当する補助事業がありません。このため、魚礁整備に係る補助制度の新設に向けて、投石魚礁事業における漁獲高の証明や、あるいは費用対効果の調査として、整備後 3 年間に於いての現地での潜水調査を続けております。

そういったデータを活用し、新たな補助制度の新設や、今後、財源の確保に向けての検討を進めている

ところでございます。

議員のおっしゃられる、例えば森林環境譲与税やふるさと納税などの財源につきましては、事業の内容においては充当が十分に可能である場合も考えられますが、先ほど申しました、魚礁整備における全体的な効果検証に今しばらくお時間を頂いて、今後、高知県への補助事業化への挑戦も含めて、事業を進めてまいりたいと考えております。

また、魚礁設置事業につきましては、各地区漁業者の整備要望も非常に多いため、長期的な視野に立った沿岸漁場の整備計画を今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

前向きなお話でございますが。

私たち人間はこの陸上部分で生活しておりまして、その汚れた水については全部海へ行って、どうなってるか分からないけれども海でしばらく滞留、あるいは沈下しておると思いますが。一人一人が加害者ということをよく考えてですね、この改善。その前に、改善と同時にその漁業に対する、漁業の水生動植物のためにですね、暮らしやすい環境を維持することもこれからの私たちの課題ではないかなと思っておりますので、ぜひ頑張って取り組んでもらいたいと思います。

それでは、この環境について質問致します。

カッコ 1 ですが、ゼロカーボンシティ宣言を实のあるものにするため、まず町の予算がかかわるものについての姿勢を問います。

これは町長が一番得意にする分野やと思いますので、期待しちよります。

どうですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは矢野議員の一般質問、カッコ 1、ゼロカーボンシティ宣言を实のあるものにするため、予算のかかわるものについての姿勢についてお答え致します。

先の矢野依伸議員の答弁と重複をしてしまいましたが、地球温暖化対策の推進に関する法律、通称温対法ですが。こちらの改正に伴いまして、地方公共団体の実行計画、区域施策編を策定する必要があります。

この計画書の策定に当たっては、専門的な知見が必要であること、また、業務ボリュームも相当なものになると考えられます。このため、民間コンサル等への業務委託が必要かと考えているところです。

また、この計画書には、黒潮町の自然条件に応じた再生エネルギー利用促進等の施策や、施策の実施目標などを定める必要があります。

この計画では、地域の環境保全ならびに地域経済にも触れるため、町の産業形態に併せて、かつ住民や事業者等の利害関係者に対して、ハード、ソフト事業の実施も必要となってくると思われます。

再生エネルギーの利活用を含め、事業メニューおよび必要な予算措置等、具体的な内容をお示しできる状況になれば、議会でのご審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町の予算がかかわるものについて姿勢を問うということやけど、妙に今のがは分かりにくかったですね。民間委託言われても、何がどうなっちゃうやら。難しいき、民間委託言われても困るね。何をどうするか。骨格があって委託やったら分かりますよ。丸投げの民間委託は困る。

だから、町の予算にかかわるものが一番分かりやすいので、町がどうするかいうものを先に示してもらわないきませんね。住民に対しては。

だから、町の予算がかかわるものをどうするんですかということなんですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

町はどのようににかかわるのかというご質問でございます。そのためにも、今、課長が申しましたとおりの計画書を今後、作っていく必要があるわけでございます。

それで、今、国の方の各省庁の概算要求書が大体出そろってきておるところでございますけれど、それを見ておると、各省庁やはりカーボンニュートラル、再生エネルギー関係を意識した事業が目白押しでございます。

例えば農林水産省にすれば、緑の戦略に関する事業。この中にもさまざまな事業内容が含まれております。

今後、町が事業をするにしても、国、県もやはりこのカーボンニュートラルの関連の事業がたくさん出てくると思ひまして、先日の議会でも言いましたけれど、経済成長というのはこのカーボンニュートラルを目指した戦略を持っていかなければ、経済成長が困難な時代にもう既に入ってきておると思います。最も分かりやすいのが、自動車産業なんかがそうではないかと思うんですけど。そういう時代の流れに沿った、具体的な町内の各分野の施策を今後計画を作りながら、具体的に詰めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

合併をしたころ、新町のできたころにはね、昼休みは真っ黒なものでしたね、庁舎の中が。

で、あんまり僕はね、大きな遠い所からやなしに身近な所から見ていった方が分かりやすいと思うんですが。

現在は、昼休みは電気はどうなっておりますかね。あるいは、冷房の温度管理はどうなってますかね。そういったことからね。だからそれぞれ、建物はここだけやなしに行政財産というものはあちこちにあるわけで、その照明の管理をどうしゅうのか。温度管理をどうしゅうのか。休憩中に車の運転を、公用車ですよ。車のエンジンは回しようか回しよらんか。そういったことを身近な所からね、町としてはこういうことを考えるんだけど後はじゃあどんなふうに進めますよ、いう話やったら分かりやすいですね。

どのように考えてますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

非常に重要なご質問、今、いただいたと思っております。省エネ、カーボンニュートラルの話をずっとしておりますけれど、基本的にはやはり、今までどおり省エネの思想、これを普及、もちろん大事でございまして、身近な庁舎内の省エネを今後も継続して、町の方はやっていかなければならないと思っております。昼休みの電気、そして温度管理も、きっちり庁舎の中でルールを作って管理していかなければならないと思っております。

そのほか、政策的に言うとは建築業なんかも、ちょっと難しい言葉で ZEH（ゼッチ）とかいうふうには、省エネの建物。これが将来、基準になってくるんじゃないかと思っております。つまり、断熱材を使って自然のエネルギーをうまく取り込む。そして太陽光を使った家の建築。こういうのが、だんだんと基準になってくると思っております。

そういうふうなカーボンニュートラルを達成するためには、省エネ、エネルギーを消費しない思想と、それから施策、これが非常に大事だと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

庁舎の明かりの問題、昼休みの明かりについてはですね、この 19 年ごろ、住民のご意見を賜った中、一人のご意見は、あんまり真っ暗闇の中では職員の士気も上がらんのやないかというような声があったことも事実ですので、お客さまがおいでする受付の付近については、そういったことは一定の明かりいうものはやっぱり確保すべきではないかなと思っております。あとはですね、行政運営の中で十分考えていただいて、この問題に取り組んでももらいたいと思います。

非常に、残り 11 分になりまして、もうちょっとやらんと申し訳ないと思うんですけども、ここはコロナ問題がございまして、11 分残して私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11 時 15 分まで休憩します。

休 憩 10 時 59 分

再 開 11 時 15 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、今回は 3 点について質問を致します。

質問の途中になりましたら、すみません議長、お昼をいいときに取りらせていただいてよろしいでしょうか。

最初に、1 問に入ります。補聴器助成についてです。

高齢になりますと、個人差はありますが誰もが耳が遠くなって、会話や大事な話を聞き取ることに支

障が生じます。難聴者にとっては、補聴器があると日常の暮らしにそれ相当の助けになります。

しかし、補聴器を求めたいと思っても、かなり高額なので二の足を踏むと。そういう声も多く聞きます。黒潮町でも、福祉対策として補聴器助成の制度を考える時期が来ているのではないかなと思います。

最初に1番として、新オレンジプランで認知症発症の危険因子の一つに難聴を挙げていると。新オレンジプランというのを新聞で読みましたが、現代はこのプランは新しい大綱に変更になっているようですが、認知症と難聴との関連についての項目についてどのような内容でしょうか。

最初、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員ご質問の、新オレンジプランについてお答え致します。

平成27年1月に策定され、取り組みを進めてきた認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランと呼ばれていますが、この総合戦略が、令和元年6月18日に新オレンジプランを継承した形で、共生と予防を中心とした施策を推進する認知症施策推進大綱へと引き継がれ、事業を実施することとなっております。

この大綱の考え方の中は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪のように施策を推進することとなっております。

ここで言います共生とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味であり、予防とは、認知症にならないという意味ではなく認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする、という意味で使われております。

この考え方の下、具体的な施策を5つ置き、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族のニーズを把握しながら事業を推進していくこととなっております。

これまでの新オレンジプランでは、認知症の容態に応じた適時、適切な医療介護等の提供の中で、その原因を危険因子と防御因子に分類しており、危険因子としては、加齢や高血圧症、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が、防御因子としては、運動や食事、社会参加等と分類され、地域の実情に応じた予防につながる取り組みを推進してきました。

認知症施策推進大綱では、それを引き継ぐものとして5つの柱のうちの研究開発、産業促進、国際発展。この枠組みの中で、認知症発症の進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の、さまざまな病態やステージを対象に研究開発を推進していくこととしており、特に運動や難聴等の危険因子に対する予防介入研究等を進めるものとされております。

生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が、認知症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、正しい知識と理解に基づいた認知症への備えとしての取り組みに重点を置き、その結果として、認知症の症状について70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す目標設定がされております。

このような大綱となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

私が新オレンジプランというのをどんなものかというふうにお聞きしましたので、主に認知症についてのプランです。これはね。それで詳しく、健康福祉課長ですから説明をしていただきました。この中の、認知症発症の危険因子の一つに難聴があるというふうに捉えられているということなんですよ。

それで、難聴になると、人との会話が苦痛になるとか、またはみんなの輪の中に入りにくい。さまざまな情報化が疎遠になりがちですよ。で、このこと全てがすぐに認知症になるということではないんですが、それは認知症の危険因子の一つにあるということを、厚労省としても国としても考えているということで、今回の補聴器助成の一つの考え方に挙げました。

それで、カッコ2の方に移ります。

以前、補聴器助成を求めるのは同僚議員が質問で取り上げておりまして私が初めてではないのですが、そのときから言いますと、世の中はさらに一歩進んでおります。全国的には、補聴器の補助制度を取り入れる自治体が増え続けております。補助する制度の内容は、金額的にも、また現物支給があるとか、各自自治体でさまざまです。

例えばですね、静岡県焼津市の場合ですけども、ここでは65歳以上の住民税非課税の人で、聴力30デシベル以上が対象となっています。医師の証明が必要ですけども、購入費の2分の1を助成して、上限3万円までと。こういうふうには、静岡県焼津市の一つの例ですがあります。この静岡県の焼津市の住民からはですね、年金生活の高齢者に光が見えてきたと、大変うれしい歓迎の声が上がっているそうです。

それは一つの例ですけども、黒潮町でも他の市町村に学んで、町の実情に合わせて制度を設けてはいかがかと思うんですが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員ご質問の、補聴器の助成制度についてのご質問にお答え致します。

年齢を重ねると、議員言われますとおり、生活する上で加齢に伴う不自由さが出てまいります。中でも聴覚や視覚、四肢などに支障が出てくることは多くございます。高齢になってもお元気な方もおられますが、多くの方は、眼鏡やつえ、補聴器などの補助具が必要となってまいります。

高齢者の補聴器購入に対する助成制度につきましては、県が令和2年4月時点で県内30保険者の状況を確認しましたところ、全ての保険者で助成制度がないと確認できておりますが、その後の調査はできておりません。また、令和3年8月31日現在で、幡多6市町村および四万十町、中土佐町の状況を確認しますと、高齢者の助成制度はございませんでした。

高齢者の補聴器購入に係る助成制度を実施している市町村について検索してみますと、東京都の練馬区や大田区、千葉県の船橋市等、大きな市や区が見て取れます。

議員が言われますとおり、あった方が住民の皆さまには優しいかと思われませんが、高齢者の補聴器の助成制度となりますと、補助制度がございませんので市区町村の単独事業となります。支える人口が多い大都市については制度が作りやすいかと思われませんが、小さな町村については、財政面の圧迫が大きいかと思われします。

そのため、町での助成制度の導入は困難かと思われしますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

大体言って、はい、やりますっていう答弁が来たことはあまりないんですけども、今の答弁は困難だという答弁でしたよね。

確かにね、大きな市町村が多いです。補聴器助成を。現在は全国的にですね、高知県こそありませんが、補聴器助成を採用する自治体が増え続けているのも事実なんです。今年、2021 年 8 月には、43 自治体が増えました。あまたある全国の自治体数からしますと、43 自治体数というのは圧倒的な数字ではもちろんありません。今、課長が言われましたように、東京都の 23 区では 19 やったかな、忘れちゃったけどあります。大きい所ほど、こういう制度は取り入れやすいのは事実ですよ。でも、43 自治体っていうのは圧倒的な数字ではないですが、現在進行形で増え続けていることは間違いありません。

課長にお尋ねしますけども、なぜ増え続けていると思いますか。

町として、全国のこの状況はどうお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

なぜ増え続けているかということでございますけれども。やはり先ほど宮地議員言われましたとおり、補聴器につきましては、購入に対して高額な金額になるということが考えられると思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

確かに補聴器は高額なんですよね。買い求めるとしたらね。

でも、この全国で増え続けている理由としては、課長が今言われましたように高齢化が進んだこと、それが一つの大きな要因だと思いますが、そこにニーズがあるからですよ。住民が求め続けているから、年金暮らしとなった高齢者にとっては切実な問題だからです。先ほども言いましたように聞こえないっていうことは、ほんとに老後を暮らしていくのにかなり大きな支障があるし、まあそれは認知症の危険因子にもなるということなんです。

きめ細かい政治をしていくためには、福祉関係の仕事は細かくて大変ですが、そういう中身ばかりですけども、ぜひこういう所に光を当ててほしいと思うんです。予算的に難しいと、やりませんということでしたけども、予算的にはですね、道路をつけるとか道路を修理するとかですね、建設関係等の予算と比べますと 0 の数が違うんじゃないかなという、そういう小さな数字じゃないかなと私は思ってます。

それはもちろん道路などはですね、利用する人が多い、公共性が高いとかいろんな、もちろんあります。住民の暮らしはですね、その公共性の高いもの、利用者が多いものばかりではなくて、小さなですね、光の当たらない所に光を当てる、手を差し伸べる。そういう政治を置き去りにすることはできないと思うんです。住民の暮らしを支えていくためには。

全国の自治体の例を拾ってみますと、少し先ほど焼津市のお話をしましたが、補助額では 10 万円補助してる所もあります。焼津市は 3 万円でしたが。現物支給をしてる所もあります。

そのように、きめ細かな条件ですよ。条件は、医者診断がなくてもやるとかそういう所もあり

ますが、いろんなですね、住民非課税世帯に限るとかありますが、いろんな状況、自治体の財政力も考えた工夫が見られます。そういう全国のもう少し状況を調べられて、困難ですというんではなくて、まずは実施へのアプローチをですね、どういうふうにしたらいいか。そんなに高額じゃなくても、高額なものではありませんのでなくてもいいし、いろんな範囲を限ることも可能ですよね。65歳以上全員にするわけじゃないですから。そういうことを考えてですね、小さな自治体でどういうことができるかという考慮が必要じゃないかなと思うんですが。

もし黒潮町で実施をすると考えた場合は、どれくらいの予算が掛かると、そういうふうにお考えですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

一応、町でどれだけの予算が必要かについては試算をしてみました。

8月31日時点の65歳以上の人口は4,819人です。この人口の3割の方たちが補聴器が必要であった場合、そして、その方たちに2万円を上限として補助した場合の事業費で見積ってみました結果は、4,819人のうち、補助が必要な方1,446人。その金額は2,892万円となり、およそ3,000万円の事業費となります。

また、75歳以上の後期高齢者で見ますと、8月31日現在では2,528人です。そのうちの3割の方とすると758人となり、その金額は1,516万円となります。

今後、団塊の世代が75歳に到達をしていきますので、75歳以上に新たに到達する方たちの増加が見込まれております。そのため、事業費はますますかさむことになるかと思われます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ややこしい計算をしていただきまして、ありがとうございます。

今のお話ですと、65歳以上の難聴と考える3割の方、また75歳以上で難聴と考える補聴器が必要とされるのが3割と見積もって、2万円という額を出していただきました。

先ほどちょっと触れましたけど、いろんな自治体の状況に応じて、現物支給もあれば、現物支給がいいってということじゃないんです。現物支給もあれば、それから金額もさまざまです。そして、住民税非課税世帯にまずですね、低所得者層ですね。そこに補助をするとか、そういう工夫も私、考えていいんじゃないかなと思うんです。決して、住民税非課税世帯にしてくださいというんじゃないんです。できれば補聴器の必要な方には平等にほんと、金額はそれは2万より3万の方がいいというものもありますけども、財政状況を考えた上でやってほしいなということはあると思います。

それで、最後に町長にお尋ねします。

住民の福祉の向上に努めるっていうのが地方自治体の本旨ですよね。そういうことを考えましたら、今急に言われて2,000万、3,000万の予算が掛かるから無理だと。一律に言ったらですよ、2,000万、3,000万掛かるから無理だって言いましたけど、いろんな工夫の上にやる気になって調査してみるとか、お忙しいでしょうがそういう検討で見るとみるということも大事じゃないかなと思うんですが。

この補聴器助成については、今後まな板の上に載せていただけるでしょうか。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

この補聴器の制度、恐らく制度としては個人給付的な事業になるんじゃないかと思っております。認知症の危険因子としてあるということを国の方で認めておるわけでございますけれど。

であったら、国とか県はどうしてこの制度に対して事業を準備してないのか。そのへんも多くを調べながらですね、それからそのエビデンスというのは、認知症に対する補聴器のエビデンスというのはどういうふうな根拠があるのか。そのへんもよく調べながら、場合によっては国、県へも要望しながら、町の制度については今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

町長言われたとおり、本当に国は認知症の危険因子の一つだと言ってるんですから、補助を出すべきだと私は思ってます。県も補助を出すべきだと思います。

だから、今後声を上げていくということでしたので、ぜひそれもやっていただきたいと思います。

子どもの医療費無料化についてもね、ほんとにそうでした。国の方がやらなくて、地方自治体から始まりました。いろんなこういう補助事業、住民の補助をしていく事業といいますか制度は地方自治体から、地方から声が上がって、地方がまずやるというのが多いと思うんですよね。ですから、できるところで地方の実情に合わせて、財政状況に合わせてまな板の上に載せて、当面すぐできないという結論がまた来るかもしれませんけども、やはりきめ細かい政治をしていただきたいということで、私、今回取り上げました。

検討課題に載ると。また、国の方にも声を上げていく、県の方にも声を上げていくということでしたので、ぜひそうしていただきたいと思いますし。できれば、ほんと議会からもそういう陳情なりを上げていたら一番いいことじゃないかなと思ってます。

これで、1 番については終わります。

2 番について、いきます。2 番の、土砂、豪雨対策についてです。

カッコ 1 ですが、9 月はもう防災の月です。私は 9 月議会には防災の質問をすることが多く、今年は豪雨、土砂災害に絞って、2 点について取り上げました。

1 点目は、カッコ 1 の面は、避難情報についてです。

温暖化による気候変動の進行は、数十年に一度という大雨や台風による水害や土砂災害を毎年のように、日本のどこかにもたらしています。幸い、今年は幡多地域では、今のところ豪雨土砂災害には見舞われておりませんが、常に避難への心構えは忘れてはいけなと思っています。それには避難訓練も大事な行事で、気持ちを新たに引き締める効果もありますが、残念ながら今年も町の避難訓練は、昨年につきコロナの関係で中止となりました。

今回の最初の質問は避難情報についてお聞きするものですが、災害は避難のタイミングがとっても重要だと常々言われてきました。ちょっと遅れると命にかかわるということによくニュースでも言われており

まして、水害のときに2階から手を振って助けを求めているとき、どうしてもっと早く逃げなかったんだろうなんて思いますけど、そのタイミングというのは非常に難しいと常々言われておりましたが。

8月に、浜の宮部落のふれあいサロンがありまして、情報防災課からお二人の職員さんが来ていただきまして、防災の話をしていただきました。その中で、警戒レベルと防災気象情報についてこういうチラシを皆さんの所に配って、お話をしていただきました。

そのとき行政から、避難情報の内容が見直されたということをお聞きしたんですが、どのように見直されて、住民への周知はどうでしょうか。

ここに、コロナによる避難のためらいについて再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、避難情報の見直し、コロナ禍における避難行動に対する周知計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、避難行動のタイミングはとても重要で、災害により避難のタイミングは異なっています。

本年5月には、避難勧告を廃止し避難指示に一本化、また、避難準備・高齢者等避難開始も高齢者等避難に名称が変更がされ、既に導入されている5段階レベルの警戒レベルを付して発令し、より住民に分かりやすい情報とすることを目的として、災害対策基本法が改正されたところでございます。

避難のタイミングにつきましては、地震、津波であれば、避難の困難性はあっても揺れたら逃げる、より早く、より安全なところへと、その基準は明確です。しかしながら、土砂や豪雨での避難については、一律の避難基準を設けることが困難です。

そのため、現在各地区で土砂防災のワークショップを行い、各地区でいつ、避難のタイミングと、どこへ、避難する場所を取り決める、自主避難計画の作成を進めています。

また、コロナ禍での風水害等による避難につきましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとした全ての感染症予防を図るため、出水期における避難所での感染症対策マニュアルを作成し、避難所開設から閉鎖までの感染症の感染予防の徹底や、避難生活において必要な感染対策を徹底するようにしています。

避難所での感染症対策に関する備品につきましても、手指消毒液やマスク、検温器など、1つのケースにまとめ整備をしています。

住民の皆さんへの周知につきましては、避難情報の変更についてのチラシを全戸配布をしており、ホームページの方へも掲載しております。

避難情報が変わったことや、風水害に対する対応、コロナ禍での避難等については、各地区で行っていただきますサロンやあったかふれあいセンターの集いに加えまして、本年度は、ケアマネージャー、社会福祉協議会のヘルパーの方々や、小学校でも防災講話により周知を行っているところでございます。コロナ禍での取り組みのため、いずれも各主催者の方より声を掛けていただき講話となっております。

今後も、お声掛けをいただきましたら積極的に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

このパンフといいますかチラシが各家庭に配られたということでしたけど、私は見逃しちゃったんですよね。

それで、ふれあいサロンでもらって、避難勧告が避難指示になったとか。いろいろ指示も勧告も、私たちどっちでも分からないんです。どっちがどうか。

ここを見ますと、警戒レベルが1、2、3、4、5と分かれていますよね。4番ですよ、5番ですよと言った方が、高齢者は分かりやすいですよ。でもこれを見て、4番というのはどういうときかな、5番というのはほんとにどういうときかなっていうのを一定、基本知識として知っとかないと駄目ですよ。

ほんで、4番は危険な場所から全員避難するんだっていうことで、避難指示に一本化されたということですね。それから5番になると、命の危険。直ちに安全確保と。緊急安全確保というふうに、ここに書かれてありますけど。やはりそういう言葉を一定耳にしてないと、私たち、まあ外の状況もちろんあるから考えますけど、先ほどちらっと言いましたけど、どうして早く逃げなかったのかなというようにですね、判断が難しいですよこの。

幸い、黒潮町っていうのは、大きく潰かって、河川が氾濫して、家が何軒も潰かって支障があったとか、お亡くなりになった方がいるとかいうことは今のところはありませんけども、そういうときにどう逃げるかという点では、行政からの指示なり勧告なり、ほんと大切なことだなと思ってます。

それで、今課長言われたように、各地区に行って要請があればと言われましたよね。やっぱコロナの関係で。要請があれば、お話ししてくれるということでした。それで安心しましたが。私たちあるとき初めて、多くの方ね、あそこに参加しての方は初めて聞いたって方が多かったんです、実は。変わったんだねと。あんまり、何といいますか、それほど緊迫した考えはなかったです。浜の宮は、豪雨土砂災害っていうのはあんまり身近じゃなかったもんですから。でも、知っとかなければいけないですよ。そういう点では、ほんとにふれあいサロンに来ていただいて良かったし、まあこれは皆さんの家庭にも配られていることでしたので、またいろんな所でそれはお話していただけるということでしたので、ぜひそれを口頭でお話ししていただきたいと思います。

それでもう一つ、課長ちょっと今言ってくれましたけど。コロナによると、じゃあ逃げなきゃなんない、大雨降ってる、大変だというときに、いや、コロナが今はやってるからどうしようっていうふうに、今現在のことじゃないですよ。すごくはやってるときとか、どうしようってためらいは必ずありますよね。住民の中にね。できたら、大したことないろう、行きたくないな、というのもありますよね。大変だし。

そういうときに、そのコロナ感染の不安がどうしても先にあって、避難をちゅうちょする気持ちも働きます。この状況をどういうふうに捉えて、避難と感染のバランスをどう捉えればいいんでしょうか。住民への周知は、またどうなるんでしょうか。

再度お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、現在はコロナ禍という状況でございます。そうした中で、豪雨等の避難をする際に、避難所にどうしても避難するという状況も生まれてきます。

そうしたことから、これまで町としても、感染症対策に対して手指消毒の配備であったり、また密を避

けるといった、そういったことを避難所に掲示する等の取り組みをしてきているところでございます。

ただ、そんな感染症対策をしたといっても、コロナ感染症が完全に防げるという状況にはなりません。そうした状況は一定ご理解をいただきたいと思います。

さらに、感染症が怖いからといって、こういった土砂災害、豪雨等の危険性がある中で、危険な状況のある方がコロナを恐れて避難しないといったことは、絶対にしないでいただきたい。それは何度でも住民の皆さんには伝えるようにしますし、事あるごとにそれは周知をしていきたいというふうに思っています。

とにかく、命の危険が迫ってるときは命が最優先。コロナ感染症は確かに怖いといったところはありませんけれども、その感染症を恐れての命を守る行動を取らないということだけは、絶対避けていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

課長が言われましたように、コロナが怖いから避難をしないというんじゃないで、それは絶対しないでくれと課長が言われました。命が大切だ、本当にそのとおりだと思うんです。

でも、それは繰り返し繰り返し、私は言っていかなきゃならないなと思ってます。機会があれば課長も言っていくと言いましたが、住民に口頭で、もう文書を見てもねなかなか頭に入りません。高齢者は特にですね。口頭で繰り返しお話ししていただきたいし、そのようにするということでした。

また、私たちもですね、いろいろ集まった所で、またおしゃべりの輪ですね、避難の大切さをこれからも話していきたいと思います。

これで、2 番のカッコ 1 については終わります。

次、カッコ 2 ですね。

今年の 7 月ですが、静岡県熱海市で起きた土石流災害は衝撃的なものでした。熱海市付近では断続的な雨が降り続き、降り始めからの総雨量は 400 ミリを超えたと聞いています。ものすごい土砂がすごいスピードで町に流れ下り、建物を飲み込む映像が何度もテレビで放映されました。

今回の土石流について静岡県は、記録的な雨量の長雨と、谷に不法、不適切な工法で盛り土が形成された人為的要因があったとして、調査をしているそうです。

この災害を受けて、盛り土造成地の恐さが全国で見直され、高知市の 6 月議会では、立地適正化計画を見直して、調査をして対応を準備していくというお話があったそうです。

盛り土の造成地は月日がたちますと、熱海市のときもそうでしたけども、そこに盛り土があるということを知住民が知らない場合もありますよね。

で、黒潮町は大規模盛り土造成地対象地はないでしょうか。

あるとすれば、対策はどうでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、盛り土造成地に対するご質問にお答えしたいと思います。

本年 7 月 3 日に熱海で発生した土石流はとても衝撃的なもので、土石流の威力をまざまざと見せつけら

れました。

大規模盛り土造成地につきましては、県のホームページで確認することができます。

黒潮町では、造成された白石団地、王迎団地、錦野団地、緑野団地が、谷埋め盛り土として公表されております。いずれも団地のため、盛り土の場所には必要な個所に擁壁等を施工をしております。また、埋め立てた個所にも家屋が建築されていることや、道路の舗装、排水路の整備により、豪雨が地面に浸透し難い状況となっています。

それぞれの団地がこうした状況にあることから、指数が高くなれば土砂災害の危険度が高くなる、土壌雨量指数が上がりにくくなる構造となっていることから、熱海で発生したような土砂災害を誘発する盛り土とは異なるものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

黒潮町の場合は、もう団地として整備されてる所が盛り土として県のホームページにあるということですね。それで、熱海のような山の上の方に土地を置いてということはないということでしたので、安心しました。

通告書の中身は盛り土造成地しか通告しておりませんが、盛り土造成地がない地域でも、黒潮町は山間がいっぱいありますよね。で、土砂災害の危険な個所は当然あります。毎年町が行っている自主避難計画として該当する地域では、先ほど課長も少し矢野議員のときの答弁で言われましたけど、地域の住民を交えたワークショップを行って、前にも言いましたがこういう立派なパンフを出されてますよね。これはほんとに、私は全国的に誇れるものじゃないかなと。大変、黒潮町の取り組みとしては進んでるものじゃないかなと思います。

このワークショップがコロナで、必要な所をやっていくということだったのが中断してると記憶してるんですけど、全部終わったのでしょうか。

ちょっとそこを、進行状況を教えてください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨年度はコロナの状況があり、土砂災害ワークショップは一時中止というか、やらない状況としていました。

ただ、今年度は、講師である東京大学の片田先生や矢守先生等にリモートで参加してもらう体制を取っていますので、佐賀地域で熊野浦、白浜、その2地区。また大方地区におきましても、灘から上川口までの白田川地区と蜷川地区、そちらで土砂災害ワークショップを実施しております。

今年度この地区を実施したのと、あと来年度で、黒潮町内全体のワークショップが終了する予定でございます。

何度も言いますように、ワークショップが終わったからといって、この土砂防災の取り組みが終わるわけではありません。先ほど言われました自主避難計画の見直し、また、これから起こるであろう、実際にそういう状況になったときにどのような行動が取られるか。そういったことを検証しながら、再度、自主

避難に関しても見直し等を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

その自主避難計画の取り組み方、今はワークショップをリモートでやられているということでしたので、ほんとに町としては、先ほども言いましたけど進んでる取り組みで今後も続けていってほしいということで、来年度で全体が終わるというお話でした。それで安心しました。

何度も私おんなじことを、これは聞いておりますけども大事なことで、繰り返し繰り返ししていくということは、自分で思っております。

今年は、また 10 月 2 日には町民大学で、黒潮町の防災アドバイザーの片田先生がお見えになるということでした。大変、コロナで中止にならないことを願ってですね、この質問を終わりにしたいと思います。

議長、ちょうど切りがいいんですが。

議長（小松孝年君）

分かりました。

一般質問の途中であります、この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 11 時 56 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

それでは仕切り直して、午後からは 3 点目の、コロナ対策についての質問を致します。

少々、エンジンがまだかかっておりませんけども、頑張ってやっていきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染がなかなか収束しないで、今も全国で猛威を振るっております。だいた、一時期よりは下がってはきましたけども、猛威を振るっておるのには変わらないです。

東京をはじめ大都市では、既に医療機関が逼迫（ひっぱく）しており、医療崩壊もいわれております。感染しても受け入れてくれる病院がない、治療もなく、入院が必要な方でも自宅待機、自宅療養との政府の方針です。自宅療養で、軽傷でも病状は急変して、誰にも看取られずにお亡くなりになった方、家族に感染して、さらに感染が拡大するという悪循環もあります。

高知県の医療状況は大都会ほどではないとしても、県内も自宅療養政策となってしまいました。住民は、まだまだ先が見えない不安の中にいます。

町としては、現時点での状況をどう捉え、どんな対策をお考えでしょうか。

まず、ワクチン接種はどこまで進んでいますか。

今後の方向については再質問で深めていきますので、まず、現状とワクチン接種の話をしていただきたいと思います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員ご質問の、コロナ対策についての状況、対策、そしてワクチン接種の状況について、お答え致します。

新型コロナウイルスワクチン接種を開始してから4カ月経過をしました。町としましては、これまで、高齢者につきましては大規模な集団接種を18回実施をし、高齢者施設等での30人から120人までの小規模の集団接種を26回実施をまいりました。また、鈴地区につきましては、拳ノ川診療所の鈴診療所にて、7月の6日と7月の27日に個別接種にて対応し、高齢者のうちの希望者への接種をしております。

また、今現在は、65歳以上の方のみではなく、64歳以下の方への個別接種へとおつなぎしている状況でございます。

また、64歳以下の皆さまの集団接種も並行して進めている状況でございますので、順番が来ましたら希望される方は接種をしていただきたいと思いますと考えております。

8月30日現在の65歳以上の方へのワクチン接種率は、85パーセント程度の接種が完了しております。また64歳以下の接種につきましては、1回目の接種率は65.7パーセントで、まだまだ接種率が低い状況でございます。

これは、県内の状況も同様の傾向がございまして、現在の感染者の内訳として、ワクチン接種率の低い64歳以下の方の感染が9割を占める状況でございますので、町としましてはワクチン接種を早期に完了させることが、現状では新型コロナウイルス感染症の収束に向けた一番有効な手段であると考えております。

しかしながら、ワクチンの効果も100パーセントではございませんので、ワクチン接種後もこれまでと同様、手洗いやマスクの着用、人と人との距離を一定以上空けるなどの、基本的な感染予防を継続することが重要だと考えております。

町としましては、引き続き効果的な啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

コロナ対策としては、国でも言われておりますけれども、ワクチン接種が一番効果があるわけですよね。

それで、今お話聞きましたら、8月30日現在で65歳以上の高齢者は大体85パーセント完了したということですが、これは対象者数の85パーセントですかね。希望者の85パーセントですかね。

どうですかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

先ほどの85パーセントにつきましては、対象者のうちの85パーセントということです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ほとんどの方が、85 パーセントですからワクチンを受けているということですよね。大変、その点では安心致しました。

それで、課長が言われたように、今の現状としてはほんとワクチン接種しか防御の方法は一つはないんですけども、ワクチンを打ったからといって全体安心ではない、ということを課長が言われました。そのとおりだと思います。

それで、64 歳以下の話も出てきましたが、ワクチン接種をずっとされて、職員さんですね。休日返上で、大変住民に気を使いながら、ミスもなく接種が進められたと。そういうふうな、住民からの感謝の声が多く聞かれております。私も接種を受けてみて、大変よく職員さんは頑張ってるなど。そのように見えまして、頭の下がる思いが致しました。その上に、まだ私たちの知らない、表に出ないご苦労がたくさんあるとは思いますが、ワクチン接種は何としても無事に終了しなければなりませんし、大変でしょうがあとひと踏ん張り、頑張らなきゃいけないと思います。

それで今後、まだまだ 64 歳以下、若い人のワクチン接種が進んでないと思います。そして、若い人にはいろんなフェイクニュースといいますか SNS なんかで間違った情報が流れてですね、あると思うんですね。

そういう抵抗もあるかと思うんですが、今後の方向としては町はどのように取り組んでいくんでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

先ほども言いましたとおり、住民の皆さまの命をお守りするために新型コロナウイルス感染症に対峙する対策としては、現在のところは 2 つだと考えております。

1 つ目は、できるだけ多くの方にワクチン接種をしていただくことで、集団免疫が獲得できるであろうといわれる 70 パーセントから 80 パーセントの方の接種完了を目指すこと。

そして 2 つ目は、これまで継続をしてきた基本的な感染症対策を、感染が落ち着くまで根気強く続けること。

この 2 つしかないものと考えておりますので、感染拡大の軽減につながるため、ワクチン接種を希望される皆さまにおかれましては、接種の順番が回ってきましたら速やかに接種をしていただきますようお願い致します。

また、どうしてもワクチン接種ができない体質の方もおられますので、接種できない方をお守りするためにも接種を希望される方が接種をし、接種できない方に感染させない。そういう思いやりも必要かと思われれます。接種ができない方が、いわれのない誹謗（ひぼう）中傷の的になることがないように、お互いさまの気持ちでお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

一番最初に課長は答えてくれたかも分かりませんが、64 歳以下の若い人のワクチン接種ですけど。これは、12 歳までが対象で、それでいつごろまでに終わる予定というのは言われたかと思うんですが、

すいません言ってください。

それ、先に聞きましょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

12 歳から 64 歳までの方へのワクチン接種につきましても、町としましては、集団接種では 10 月の中旬までに終了をしまして、それ以降、個別接種の方におつなぎをしております。

従いまして、11 月中には接種が完了できるかと思われますけれども、今後のニーズによりまして多少そこは違って来るかもしれません。今のところは、11 月中を目指したいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

ニュースなんかで見ますとね、若い人の接種には今ものすごい、東京なんかでも希望者が増えて接種券がもらえないとかいうような状況ありましたけど、うちの方ではそういうことはないと思います。

でも、そういうことはありましたけど、その希望者全員にはしてあげたいんだけど、さっきちょっと言いかけてましたけど、SNS なんかでちょっとデマの宣伝のようなフェイクニュースが流れてるんですよね。それで遺伝子に影響があるとか、それから妊娠がどうのこうのとか。そういうことがあって、ためらっている人がもしかしたらいるかもしれないんですけど。

そういう点については、町の方でどういうふうに捉えてるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

SNS 等でフェイクニュースが流れているという事実は、確かにございます。

が、国の方としまして今、そこへの対策を講じておりまして、ウェブニュースであるとか、あと、またテレビ放送等でも、そういった情報はありませぬというような報道をしております。

今後もし正確な情報を、国民、それから住民の皆さんにお伝えするよう努めていくと思いますので、町としてもそういったところは発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

分かりました。

災害が起きると、必ずこういう流言飛語といいますかデマ宣伝といいますか、そういうのが出てくるんですよね。特に大きな大地震だとかいうときには、何日後にもう一回大きな地震が来るとか、必ず流れると聞きます。

で、今のコロナの状況も災害の一つですからそういう宣伝が流れますけど、今、テレビでも、それから

専門家の間でも新聞なんかでも正しい情報を流してるし、その間違っただけの情報に流されないようにっていうのは常々言うておりますので、町の方も、また何か啓発が必要だと思えばしていただきたいと思います。

で、そういうことが影響して、接種率が高齢者よりも若い人が弱いということはあるんですか。そういうことが影響するかどうか分かりませんが、接種の参加ですね。高齢者は割と積極的に参加したんですけど、受けることについて。若い人に対しての接種に、何か問題とか心配事とかあるでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

若い皆さんから、接種日を通知したときに、この日は行けないというようなお返事をいただいたことは多々ございます。

しかし、それはお仕事の都合等、どうしても都合がつかない場合にご連絡をいただいております。希望される皆さんというのは、そのへんは正しい情報をしっかり持ってきているのかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

もう一点ですね、住民の皆さんが心配してるのは、私たちは終わりましたが副反応の問題ですね。

若い人に結構あるんじゃないかというようなありまして、若い人はコロナにかかっても重症化しないんだけど、副反応が強いとかっていうふうに聞いたことがあるんですね。それを心配してる方もいるんじゃないかなと思うんですけども。

その点はいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今、宮地議員が言われました副反応につきましても、若い人の方が副反応が強いというのはいわれております。そのとおりでございます。しかし、その場合にはどういった対抗が必要なのか、どういうふうにするべきなのか、というところをきちんと分かっておれば対応ができると思います。

そのために、町としましては15分の待機時間、それから30分の待機時間にチラシ等をお配りをさせてもらいまして、こういった場合があります、その場合にはこういうふうにしてくださいという発信をしておりますので、そのチラシの方での啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

まあ過度の心配をしないように、ということだと思えます。

大体11月中ぐらいをめどに、12歳までの方には接種をしたいということです。

12歳までですけど、今、もっと小さい人に出ていますよね。そういうこと自体はどうなんですかね。ワクチン接種というのは国の方は考えてないと思うんですけど。

どういうふうに捉えていますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

確かに、ワクチン接種の対象年齢につきましては12歳以上となっております。従いまして、それ以下の方たちは対象とはなっておりませんし、ワクチン接種自体もすることにはなっておりません。

ただ、それは周りの大人、親や兄弟、そういった方たちがしっかりとワクチン接種をして感染させない。その人たちをお守りするという気持ちも大事かと思しますので、そういったところも検討をし、皆さんが、接種できる方が接種をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私もそう思います。

ほんとに、ワクチン受けたくても受けられない人がいると課長が言われましたけど、そういう人も確かにおいでますから、周りが、受けれる者、それから健康な者、そして12歳以上の者は、自分がかからないように、人にうつさないように気を付けていくというのが、もう今後、大事なことじゃないかなと思っています。

また3回目があるとしたら、私たちも積極的に受けたいと思っています。

これで、1番は終わります。

カッコ2番に移ります。

学校は新学期が始まりました。子どもたちの交流が始まると、人との接触が今までよりまた別の方向で増えてきて、感染リスクが高くなる可能性もあると思います。

それと、専門家の話では、デルタ株っていうのは割と若い人にうつると。流行するということでしたので。でも、若い方は無症状の人が多くてっていうふうにお聞きしますけど、発熱するケースが増えてきたと。そういうふうなお話もありましたが、それでも重症度は高くないということでした。ですから、大人から子どもへの感染が高いともいわれておりますので、見方によっては学校の方が安全だとの、そういう見方も専門家の方であります。

教育委員会としてはですね、今の新学期を迎えて、この状況をどのように捉えて、どのような方向をお持ちでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、新学期が始まった学校のコロナ対策につきましてお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株への置き換わりが進む中で、全国的に児童生徒の感染者数が確認をされており、今後の増加が懸念をされます。一刻も早く現下の感染拡大を抑えることが必要であり、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有していただいて、感染症対策の徹底を図ることが重要であると考えます。

幸い当町におきましては、児童生徒への感染は過去一度も確認をされておらず、これも各ご家庭、地域、学校の感染対策の取り組みの結果だと思っております。この場をお借りして、皆さんに感謝を申し上げます。

さて、小学校、中学校においては、これまでも文部科学省が定める、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル、学校の新しい生活様式等に従いまして、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりましたが、新学期を迎え、一層、学校内での感染拡大防止に向けて警戒を強め、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をしながら、学校教育活動を円滑に継続する必要があります。

そのため、この2学期の開始前に当方から、保育所長、学校長あてに、新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてと題して、特に留意していただきたい以下の点を通知したところであります。

まず1つ目としましては、新規感染者のうち児童生徒については家庭内感染が大部分であり、学校内での感染拡大を防ぐために、つまり学校内にウイルスを持ち込まないためには、各家庭での感染対策が重要であると。新学期が始まるに当たり、保護者の理解と協力を呼び掛けていただきたい。

2つ目として、併せて、抵抗力を高めるためには健康的な生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等の重要性を啓発をすること。

3つ目として、児童生徒の登校時、校舎に入る前に、検温結果および健康状態の把握を行うこと。

4つ目として、発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と少しでも体調が異なる場合は、児童生徒、教職員とも、自宅で休養することを徹底すること。

5つ目として、飛沫感染を防ぐためのマスクについては、不織布マスクが高い効果を示すことが科学的に明らかになっていることから、教職員はできるだけ不織布マスクの着用をすること。

6つ目として、既にワクチンを接種した場合であっても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的感染症対策は引き続き必要であり、この点、教職員で徹底するとともに、児童生徒への指導を行うこと。

最後に、その他、国、県の通知等に基づいた感染対策を徹底すること。

以上が通知の内容でありますけれども、基本的には、感染予防対策のあるべき姿、徹底しなければならない行いは、当地域にあっては従前と変わっているとは思いませんので、これまでの対策に漏れが生じないよう、学校、保護者、地域全員で取り組んでいくことを徹底してまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

コロナ対応も私たちもだいぶ慣れてきまして、大体どういうことを基本的にしなきゃいけないかっていうのが少し浸透してきてると思います。それで今、教育長のお話聞いてましたら、ほんとにそのとおりだなと思って聞いておりました。

私もちょっとチェックしていただきたいのと、それからこれはどうなのかなと思うことがありましたので、重複するところは少し省きますけども。

先生方もほんとに余分な仕事が増えて大変だと思います。今、体調管理は、その健康チェックいいます

か登校までにすると言いましたので、それはもう安心しました。5点ばかり用意していましたが、1点目は省きます。

2点目も、不織布のマスクですよね。今、教職員には徹底してると言いましたが、私は子どもたちにも、不織布のマスクが一番効果が高いんですということをですね、着用を勧めて、それからマスクのつけ方ですよね。ただつければいいのかというんじゃなくて、ちゃんと鼻と口が押さえられて、そういう正しくつけるということなんかを指導しているのでしょうか。

もう一点ですね、マスクの無償提供はどうでしょうか。

それから、これは3点目です。当然できてると思うんですけども、換気の徹底というのはどうでしょうか。教室ですね。学校の、ほかにも体育館とかいろいろありますけど。今、議会の方も、休み時間ごとに窓を開けて換気をしておりますけども、デルタ株っていうのはマスクをしてても割とうつりやすいってお聞きしてます。もう換気しかないということはないですけど、換気がすごく大事だってお聞きしましたので、それはどうでしょうか。

それから次に、登下校時ですよね。それから体育の時間とか、外に出る場合ですけども。そのときは、マスクを外していいことになっていますでしょうか。

というのがですね、今は熱中症がすごく心配ですよね。マスクをすると熱がこもりますから。私たちもマスクして、この3階まで上がってきますともう息が苦しいんですけど、子どもたちも走ったりなんかしていると、ほんと苦しいんじゃないかなと思うんです。で、登下校は、離れてればマスクは大丈夫じゃないかなと思うんですけども。そのへんは、熱中症のことも考えてどうなのでしょう。

それから最後に、先生方のワクチン接種はどれぐらい、町のあれは85パーセントぐらい高齢者で進んできましたけども、教職員のワクチン接種はどこまで進んでるのでしょうか。

その点をちょっと、細かく言いましたがお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは再質問にお答えをしたいと思います。

順番を追ってお答えしたいと思います。

まず、子どもへのマスクのつけ方等の指導でありますけども、これはもう当初から、正しいマスクのつけ方というのは常に指導してますし、それから、必要のないときに外している子どもたちには、しっかり教職員が指導をしているところであります。

不織布につきましては、教職員については、今、私がお説明しましたように不織布を着用することということにしましたけれども、やはり子どもたちに関しては、少しご家庭のいろんな事情もあろうかと思えますので、そこまでの指導を教職員には求めておりませんけれども、不織布が効果が高いということの知識の伝達といえましょうか指導は、今後も行っていきたいと思えます。

それから、2つ目のマスクの無償提供でありますけれども。昨年一時期、かなりマスクが不足した時期には、子どもたちにマスクの無償提供をさせていただきましたけれども、その後、市中に出回るようになってからはそれを致していません。できましたら各ご家庭でご用意していただいて、着用をお願いしたいと思えます。

それから、3つ目の換気でありますけれども。これはもう当初から、今のように暑い時期でも何カ所かは窓を開けて、エアコンをかけるというようなことで換気をしております。冬場についても同様でありま

す。

それから、登下校時でありますとか、外、体育のときのクスクの着用。これは文科省のガイドラインでも、登下校時、2メートル以上離れてる場合はマスクを特につけさせる必要はないというガイドラインが出ておりますので、まあ子どもたちが仲良く並んでワイワイと言いながら登下校してるときには当然マスクをつける指導をしますけれども、ぽつぽつと歩いて、あるいは自転車で登下校しているようなときのマスクの着用までは、子どもたちに求めておりません。

それから、体育のときは、今おっしゃりましたように非常に息苦しい。命にかかわることもあるということなので、マスクの着用はしなくてもいいということになっておりますけれども、大きな声を出す競技、あるいは対面で組み合うような競技、これについてはもう全てしないということで、現場では対応しております。

最後に、先生方のワクチン接種につきましては、次長の方からご説明させていただきます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、教職員のワクチン接種の状況についてお答えをさせていただきます。

教職員のワクチン接種につきましては、夏休み中に終わらせるということを目指しまして、8月の5日と、それから8月25日に、2回に分けて行いました。1回目が8月5日、2回目が8月25日ということで。それで、授業に影響しないような形で終わらせております。

教員の総数が131人でございます。教職員ですね。会計年度任用職員さんも含めております。それで、接種をした数が83名でございます。

それから、他市町村で来られてますので、他市町村でもう既に受けたよとか、他市町村で受けるよという方もいらっしゃいます。そういう方を含めると既に121の方が接種を済ませておりまして、92.4パーセントの方が接種を終えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

私がいろいろ心配するまでもなく、もうもちろん学校現場では進んでるということですよね。

マスクのつけ方も最初からお話ししてるし、それから換気もずっとやってると。体育の時間は接触することはしないようにしてマスクも外してるということでしたので、大変安心しました。登下校のことも指導してるということでした。

熱中症を私、心配したんですけどね、そういうこともあまり、既にもうお話しされてるということだったので安心しました。

先生方のワクチン接種はどうか、先生が子どもたちにうつすとね、クラスターが起きるので。それも、じいちゃんばあちゃんが心配してるんですよ。言っていましたけど、今のお話を聞きまして、もう131人中121の方が済ませてるということで、92パーセントの方がもう終えてるということでは大変安心しました。

それで、マスクの件ですけど。不織布が一番ですけどね、ウレタンはあんまり良くないっていうことを、私は話してくれたらいいなと思うんです。子どもたちがどういうマスクしているか実態よく分かりません

けども、ご家庭で作る布マスクだったら、まだウレタンよりは効き目があるんですよね。だから、布マスクでももちろん。皆さんかわいいマスクを結構、ニュースなんか見てるとしてますよね。お母さんが作ったとか、おばあちゃんが作ったとか、もらったとかいうて。布マスクでもだいぶ効果がありますので、まあウレタンじゃない方がいいっていうお話ぐらひは私、いいんじゃないかなと思うんです。知識として知っとくことは大事なことです。不織布が一番いいんですけど、教育長が言われたようにご家庭の事情がいろいろありますので。ぜひそういうこともですね、伝えてあげたらいいんじゃないかなと思います。

もう一点だけですね。

学校行事がいろいろ、やっぱり学校ですからありますが、運動会や修学旅行じゃとかいろんなあると思うんですけど、その学校行事そのものはどういうふうになっていくのでしょうか。

今の子どもたち、ほんとに可愛いそうだなと思うんです。当然、そういう自分たちのね、教科書以外の勉強ですよ。そういうこともしながら成長していくんですけど、なかなかそこまでできない状況にありますよね。だけど、最低限やってあげたい。また、やるべきだと思うんですが。

そのへんは、少しどういうふうになっているかお聞かせください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

学校行事各種ありまして、例えば修学旅行でありますけども、今年は軒並み延期になりまして。早い所は6月、遅い所が9月ですけども軒並み延期になっておりまして、早い所は秋以降ですけれども、これも少し危うい状況になっております。

それから、子どもたち、例えば学校によりましては収穫祭でありますとか夏祭り、地域との特に交流の行事なんかはほぼほぼ、もう中止ということになっております。

それから宿泊行事ですね。特に年度初めには、新たな子どもたちの交流を図る意味で宿泊研修が特にありますけども、こういうものも当然ですけれども中止ということになっております。

それから、各種行事につきましては、運動会は春に小学校ほぼほぼ終わりました、昨日、大方中学校が運動会の予定でしたけれども、ちょっと期間中でしたので、まん延防止の15日に延期しましたけれども。

こういう運動会につきましても、例えば保護者に限るとかですね。つまり、地域の人、来賓で区長さんを今まで呼んでたのを呼ばないとか人数制限をして、なおかつ、入り口には手指消毒の機械も置いてということで。学校によってはもっと厳しくて、必ずちゃんと名前を書いて会場内に入ってくださいとかですね、いろんな対応する学校がありますけれども。そういうことで、かなり制限をかけながら行事等を済ませております。

授業につきましてはですね、ほぼほぼ影響はない状況になっております。ただし、外部講師などを雇ってお話しに来てもらうようなものが中止になったりとか、そういうものはございますけれども、通常の先生方が担っていただいている教科については、先ほどの体育のようなことでちょっと制限がかかる種目があったり、あるいは家庭科の調理実習は今後なくて、それはちょっと家でやってねとかですね。そういうことはあるとしても、コロナの影響によってすべき教科学習ができなかったという事例の報告は受けておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

さまざまな制限の中でも、ほんとに努力しながら、工夫をしながら、子どもたちの行事は続けてると。

少しは延期になったりね、中止になったりもありますけども、今の状況ならほんとに仕方がなくて子どもたちもかわいそうですけど、お話を聞いて、運動会もね、じいちゃんばあちゃん楽しみにしてるけど、それは招待がないということでしたのでほんとに仕方がないことですが、今の時期ね。いろんな対策を取ってるということをお聞きして、安心しました。

それでは、2の質問を終わります。

カッコ3に移ります。

経済対策として9月議会に補正予算が組まれております。住民は昨年からずうっと自粛自粛で辛抱しておりますが、経済が回らなければ直接打撃を受けるいろんな分野の事業者、またはそこで働いている従業員の方々など、自粛の限界に来ている方々も少なくないと思います。

本来なら、政府が国としてもっと有効な手を早め早めに打つべきでしょうが、現実はそうになってないのが実感だと思います。住民にとっては、先が見えず不安が続いている中、町として手を差し伸べてくれる、住民に寄り添った制度は大変ありがたいと思います。

今回組まれた補正予算ですが、どのような内容かをお伺いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮地議員の、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策についてのご質問にお答えを致します。

先ごろ実施致しました事業者へのアンケート調査の回答を見ましても、新型コロナウイルス感染症によって経営に影響が生じているとお答えいただいたのが42.7パーセント、長期化すると影響が出る懸念があるが28.2パーセントと、合わせて70.9パーセントの事業者が少なからず影響が出ているという回答をしております。

また、事業継続をするための課題としては、固定費を上げる事業者が最も多く、そのうち光熱水費などの管理費の負担が大きいとの回答になっております。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化に伴う影響により、毎月の売り上げの減少が続く中においても、コロナ禍以前と変わらず水道料金や電気料金などの固定経費は毎月発生しており、事業者もその支払いに大変苦慮しております。

この調査結果も踏まえ、1つ目の経済対策予算として、黒潮町事業者経営サポート補助金2,500万円を上程しております。

この事業は、事業者が毎月負担している水道光熱費を補助することで、事業継続への支援を図っていくことを主たる目的としております。

この事業の対象者は、町内に住所を有する店舗や事業所などであり、対象外となる業種は、農林業などの一次産業や建築、建設業、医療福祉サービス事業者などとなっております。

補助の対象となる経費につきましては、令和3年5月から令和3年の9月までの期間に事業に要した、水道料金、電気料金、ガス料金などとなっております。車両に使用するガソリンや軽油は除くものとなっております。

補助率につきましては、10 分の 10 でございます。ただし、店舗と住宅が共用の場合などは 2 分の 1 となる場合がございます。

また、補助金の上限金額につきましては、1 事業者当たり 200 万円としております。

事業の対象となる期間などにつきましては、令和 3 年 5 月から令和 3 年の 9 月期の売り上げにおいて、令和元年または令和 2 年の同期と比較し 20 パーセント以上減少し、かつ、令和 2 年度の事業収入が 300 万円以上であることなどが基本的な対象要件となっております。

コロナ過における事業の継続に当たり、町内の事業者の経費負担の軽減ができればと考えております。

続きまして、コロナ過における衛生用品の購入に対する補助と致しまして、黒潮町感染症対策消耗品購入補助金 500 万円を上程しております。

町内事業者の感染対策に要する消耗品の購入費を補助することで、事業継続への支援を行うことを目的としております。

事業の対象者と致しましては、町内に事業所もしくは店舗を有する事業者としており、一次産業関係につきましては対象者としておりません。

今回、補助の対象となる衛生用品につきましては、不織布マスク、フェイスシールド、消毒液、除菌シート、ペーパータオル、手袋などとなっております。

また、この事業に関する補助率および補助金の上限額につきましては、事業者が購入した消耗品の費用の 3 分の 2 以内とし、その上限額は 5 万円までとしております。

先ほど説明を致しました黒潮町事業者経営サポート補助金の事業とともに、予算をお認めいただければ、速やかに令和 3 年 10 月 1 日以より受付を開始し、補助金申請書の受付や補助金の交付を進めてまいります。

次に、幡多地域 6 カ市町村で連携して取り組むクーポン券発行事業でございます。

この事業は昨年度に引き続いて需要喚起のために執行致したく、幡多広域観光協議会への負担金として 746 万 9,000 円を上程しております。

今年度は、県の補助金も活用できる見込みであり、昨年度の 1.5 倍、1 万 5,000 人分のクーポン券配布を見込み、事業費 8,810 万円で実施する計画でございますが、県補助の動向によって事業量は変動致します。

事業の内容と致しましては、登録店にクーポン付きプランで宿泊したお客さまに、幡多地域で使用できる一人当たり 5,000 円相当のクーポン券を配布するもので、幡多地域への宿泊を伴う観光客の誘客および体験型観光、飲食、お土産など、幅広い業種で消費活動が行われることの効果が期待できます。

次に、地場産品の送料を支援する地場産品送料支援事業助成金 300 万円でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、経営に悪影響を受けている生産者および地域商店等に対し、地場産品の消費拡大ならびに外貨獲得の取り組みによる販売促進の支援策を講じることを目的としており、コロナ禍における行動制限がかかる中、比較的近距離を観光するマイカー移動が主流になことも視野に入れ、売り上げの落ちている生産者および商店等を支援する事業でございます。

対象事業者は、町内の小売店や直販所等の地場産品を店舗で販売を行い、一定数の生産者と取引をしている事業者から公募を致します。

この事業では、対象期間中、消費者が地場産品を 1,000 円以上購入し、町外へ送る際の送料と事務手数料を助成することにしております。

対象商品は町内の地場産品としておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が落ち

込んでいる地場産品を取り扱っている生産者、およびその商品を販売する地域商店等の支援に効果を求めたいと考えております。

今年度の事業効果を検証し、交付金の動向を見ながら、新たな展開を検討してまいりたいと考えております。

次に、水産分野でございます。

高知県漁協入野支所管内にて実施しております、藻場の保全、再生に係るウニの除去や耕うんの作業、いわゆる水産多面的機能発揮対策事業分に加え、昨年度から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、魚価の低迷も続き、経営も厳しく、素潜り漁業の方の操業日数も減っております。

こういった休漁の時期を利用し、ウニ駆除における現地作業を増やす重点的な藻場の保全に取り組む漁場保全緊急支援事業補助金 115 万 8,000 円を上程をしております。

以上、今議会に一般会計補正予算で上程をしております、経済対策 5 事業でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

詳しい説明がありましたが、少し分からない点をお聞きしていきます。

これは事業者にはですね、郵送にて知らすことになるのでしょうか。

それから、感染症対策の点では消毒液はなかったんですが、これは。この 500 万円のうち、今回は消毒液はないのでしょうか。使った費用の 3 分の 2 までと。前回、昨年度は全事業者に一定数を配ってくれたと思うんですけども、今回は 5 万円までとして、自分たちが使った、お店が使った費用の 3 分の 2 を補助するというようなものですよね。で、対象は言われましたけど、その中に消毒液は入らないのでしょうか。

それからその次に、その 2,500 万円の事業者経営サポート補助金ですが、これですね、300 万円以上の事業者ですよね。それを対象にしておりますよね。それで、昨年度から収入は 2 割減の業者を対象ですが、補助が受けられますが。補助が受けられる業者っていうのは大体、町が見積もってですよ、300 万円以上の事業者のうち半分なのか、80 パーセントぐらいの事業者は補助が受けられるのか。どのような見積もりをしていますでしょうか。

ちょっとまだ抜けたことあるかもしれませんが、もう一つ。もう一つ、最後ええですか。

漁業保全緊急支援事業補助金ですが、これはちょっと分からなかったんですけど、漁協への補助金になるんですか、個人への補助金になるんですか。

そのへんもお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

ちょっと順番が前後するかもしれませんが、ご容赦ください。

まず、黒潮町事業者経営サポート補助金の関係ですが。先ほど言われたように、どのような、事業者さんのうちどれぐらいを想定してるかというところで、すいません、全体数の把握っていうところに関してはちょっと数字的に表れてないんですが、予算としてうちが想定した部分をお伝えしますと、飲食、宿泊、体験の事業者さまが 47、製造関係者の方が 8 事業者、サービス業が 11 事業者、小売、卸売、全体で 40 事業者、その他の事業者に対しまして約 20 業者の、予算規模の想定をしております。

この部分につきましては、うちの方が持っている売り上げ等のデータから逆算したような形の数値にはなっております。

消耗品の関係の質問でよろしいでしょうか、消耗品のもですね。消毒液の方は、全くオーケーです。同じように購入していただいて、補助の方は対象になります。

繰り返しになりますが、5万円まで買っていただければ3分の2を補助する。ただし、1回限りという形の方式を、今年度は採らせていただきました。

あと、すいません、ウニの駆除の部分の藻場保全全般の補助金に関してになりますが。この部分の補助金につきましては、藻場場の保全協議会に対してお支払いするものと考えております。

(議場から「事業者の周知」との発言あり)

すみません、申し訳ないです。1つ抜けてました。

事業者の周知の件になりますが、本事業、周知方法につきましては経済対策、いわゆる商業の部分につきましては町のホームページでの掲示、および町内事業者さまへの直接の郵送、そして商工会だよりへの掲載を、現時点では予定しております。

なお、藻場の関係につきましては、漁協を通じましてその関係者の方に周知の方を予定しております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

私もちよっと、5つ6つありましたのでこんがらがりましたけど。

すいませんね。1つずつ、もうちよっと足りないところを。

その藻場の補助金ですけど、これは1カ所だけですかね。補助するのは。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

宮地議員の再質問にお答えします。

個所と聞きましたので作業範囲等かと思いますが、田野浦地区から入野地区にかけて実施はしておりますが、団体としても1団体で、現在実施しております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

1団体ということで、今のは分かりました。

それからですね、事業者経営サポートの2,500万円ですけど、町からもらった資料にも、飲食業者が47業者とか、先ほど今言われました製造関係者が8業者とかいうのはここに教えていただいたんですけども。

これはですね、予算額は事業収入が300万円以上の事業者より抜粋したと。これは昨年度じゃなくて抜粋して、300万円以上の事業者から抜粋した数字がこれかと思ったんです。それで、300万円以上の事業者が何パーセントぐらいこの補助に該当すると踏んでますかという質問だったんですけど。

どうですかね、分かりますかね。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休 憩 14 時 23 分

再 開 14 時 24 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

事業者数に対しまして、すみません、総事業数はおおよそ 500 事業者に対しまして 126 事業者を、予算のベースとしては想定をしているところでございます。割合で言いますと、25 パーセント程度になろうかとは思いますが。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

大変ややこしいことを聞いてすみません。

私は、大体半分ぐらいの事業者が対象になるのか、2 割のもんだか分からなかったのでお聞きしました。今お聞きしたら、大体 25 パーセントと言われましたね。25 パーセントですか、数字は合うちよりますかね。該当するということでした。該当しないのが、75 パーセントは補助金に該当しないということですよ。はい、分かりました。

それからもう一つ、地場産品送料支援事業助成金です。今、門田室長の説明で再度お聞きしたいんですけど。

応募の受付はいつからするのかというのと、応募期間はどうかというのと。

何でかいうたらですね、郵送は来ます。それからホームページでも紹介しますが、小さいとこ、ホームページ見ないかもしれません。で、郵送が来ても、いつから受付するか分からなくてもたまたましたらもうよそが始まってたということに、もしですよ、なったら早い者勝ちで始まるかもしれないし。その受付はいつからというのを決めるのかどうかいうのとですね。

もう一つ大事なことですけど、その送料が無料になる、事務手続きも無料になるということは、町内の方がその登録店等送っても、送料無料になりますか。

それをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮地議員の再質問にお答えを致します。

まず、応募の開始時期でございますけれども。この予算をお認めいただきましたら、それから具体的な作業には掛かるようになっておりまして、今、いつから始めるということにちょっとお答えするようにはなっておりませんけれども、議会終了後に作業を開始しまして、できるだけ早い時期に開始をしたいとは考えております。

それと、期限でございますけれども。まず、今考えておるのは、第 1 次募集と致しまして 10 月末。その

あたりを一つの締め切りにしたいと考えております。そこの応募者の数等によりまして第2次募集とか、そういったことも検討してまいりたいと考えようところでございます。

もう一つが、町内の人が送っても無料かということでございますけれども。町内の方がご利用いただいても、無料で送れる制度にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

さまざまな経済対策を取っていただいて、もちろん十分ということはなかなかできませんけども、それでもほんと町民の方は助かると思います。

また、今後も様子を見ながらやっていく事業もあるようですので、ぜひ住民に寄り添って、こういう対策を取っていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、14 時 45 分まで休憩します。

休 憩 14 時 28 分

再 開 14 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

4 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回の定例会、一般質問では、第1問目の環境問題についてですが、私を含めて4人の議員からこの温暖化関連の一般質問が予定されております。これまで2人済まされて、私のは3番手、またすぐ後に浅野議員の質問を予定させているという状況です。

この4人がやるということはですね、今年6月に、当黒潮町も2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言したことが要因になっているのではと考えます。先に質問されました、両矢野議員の質問と重複する点多いかと思いますが、私なりの観点での質問もあろうかと思うしますので、よろしくお願いします。

まず、1問目の環境問題についてです。

地球規模で温暖化防止が叫ばれる中、今年6月、黒潮町も2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言しました。この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1ですが、脱炭素社会実現へどう取り組むか、としております。

この温暖化防止の質問はですね、今年の3月にも山崎議員の方から、地球温暖化問題の考え方はとの一般質問がありました。これへの答弁として、これからは国と国民、そして地方自治体、事業者が密接に連携して進めなければならなくなる。黒潮町としても2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をわがこととして進めなければいけないと思う、との力強い答弁がありました。私、そのとき席で聞いておりまして、このわがこととしてというのが頭に残ったのを今でも覚えておりますが。

まず、カッコ1の方の答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮川議員の一般質問、脱炭素社会実現へどう取り組むかについてお答えを致します。

矢野依伸議員、矢野昭三議員の答弁と重複してしまいますが、地球温暖化対策の推進に関する法律、通称温対法が改正をされまして、地球温暖化対策の基本理念が新設をされました。こちらで、国が2050年までのカーボンニュートラルの実現をけん引することを明確にし、たとえ政権が変わっても長期的に脱炭素の政策を継続することが約束されたことになります。

また、この改正法第21条の第4項に基づきまして、再生エネルギー利用促進等の施策、施策の実施目標などを定めた実行計画、区域施策編を策定する必要があります。

計画策定はもとより、脱炭素社会の実現には地域の合意形成や共通認識が不可欠だと考えております。町全体での長期的な取り組みが必要になってきますので、広く意見聴取をさせていただき、必要に応じて協議会等も設置しながら、地域の環境保全ならびに持続的な発展に向けた取り組みを、行政、事業者の皆さま、住民の皆さまが一丸となって進められるよう、周知啓発を行っていきたいと考えております。

併せて、有利な補助事業等の情報収集に努めながら、実効性のある施策となるべく検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

どうも。

この先ほど申しました、脱炭素排出量実質ゼロを宣言したのが今年の6月、黒潮町は今年6月ですが、近隣の四万十市が4月ですか。それから、宿毛市が3月に行われています。他の市町村もやられているかもしれませんけども、ちょっと資料の収集不足ですみません。

黒潮町がその6月に宣言をしたときに、環境省のホームページによると、3点ぐらいの項目が上がっておるのですが、その内容が分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

実行計画の内容ということでよろしいでしょうか。

（宮川議員から「宣言をした内容」との発言あり）

宣言内容につきましては基本的には、ちなみに高知県内で現状で5つの市町村では宣言をしておるんですが、宣言内容としましては、ほぼ内容としては同じになっておりまして、2050年までにカーボンニュートラル、つまり排出量と吸収量の均等を保つということを目指すという宣言になっておりまして、内容としてはどちらの市町村も同じ内容となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

先ほどちらっと言いましたけど、環境省のホームページをちょっと見たところですね、黒潮町は手を挙げたのが 396 番目となっております。参考までにといいますか、今年の 8 月末の時点では 444 自治体、自治体と言いましても単位が県であったりしてますんで、ちょっと数え方がばらばら、単位がばらばらになっておるような思えますが。人口でいきますと、1 億 1,140 万人が含まれるエリアの自治体からそういう手を挙げているということです。人口の割合でいきますと 87.7 パーセントとかいう数字になっているようです。

話は戻りますが、さっきの黒潮町の宣言のところに、下にポツが 3 つありまして、公共施設における再生可能エネルギーのさらなる利用拡大を推進。それから 2 点目が、避難所施設への再エネ設備の高機能換気設備を導入し、地域のレジリエンスと脱炭素化の地域づくりを推進というのが 2 つ目で。これらをということでしょうか、3 つ目に、次期計画策定時にゼロカーボンシティの考え方を反映、という 3 点が上がっています。

ちなみに、宿毛市で言いますと、8 項目の促進事業ですか、そういったものを打っています。さらに四十市で言いますと、そういった具体的な事業じゃなくて、今、答弁がありましたような方向性について述べてるような文章になっていますが。

ちょっと重なるかもしれませんが、この公共施設への再生可能エネルギーのさらなる利用拡大ということと、避難所施設への再生エネルギー設備の高機能換気設備の導入とかいうのが具体的にあらうんでしたら教えてください。

それとですね、ここの中にあります地域のレジリエンスという言葉がありますが、ちょっと聞き慣れない言葉なんで、私にもといいますか住民の方にも分かりやすい表現で、どういったことなのか教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮川議員の再質問にお答えします。

まず初めに公共施設の件ですが、議員全員協議会でもご報告させていただいたとおり、太陽光発電の施設の整備を考えております。こちらが環境省の補助事業でございまして、脱炭素と地域レジリエンスを実現する事業ということになっておりまして、このレジリエンスというのが、日本語に訳しますと粘り強さというふうに思っていていただければと思います。

特に公共施設の場合は、災害対応時に機能する施設でして、太陽光発電を使うことでクリーンな脱炭素になると同時に、停電時でも粘り強く耐えられるということで、電力会社の電気が途絶えたときでも、太陽光の電気を使って一定業務ができるようにする、粘り強くするという趣旨の事業でございまして。

以上でございます。

4 番（宮川徳光君）

避難所施設のは。

二つとも教えてください。

住民課長（宮川智明君）

避難所施設。失礼しました。

さっきの公共施設の部分なんですけど、地域防災計画に位置付けられている避難所もそうですし、特に学

校なんか避難所を指定をしておりますので、公共施設の中で、避難時に利用する施設ということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

1 番目の公共施設における再生可能エネルギーのとかいうのは、太陽光発電パネルを公共施設へ設置するとかいう事業のことだと思うんですが。

2 番目の高機能換気設備の導入というのがありますが、これの中身をちょっと聞き逃したかもしれませんので、再度お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

補助事業の中で、太陽光設備プラス、設備面なんかの補助対象になり得るものが実はありまして、そちらで検討をしておったんですが、これは、例えば避難所となる体育館なんかに今エアコン等がないので、そういったものももし補助で載せることができれば、換気もできますし、夏場なんかの避難にも耐えられるということで、現在、補助対象になるかどうかという部分をさぐっている状況です。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

この今言われたので、例えば、太陽光パネルを公共施設の屋根にといったのがありましたけども。

あと、この脱炭素の取り組みをですね、今の太陽光パネルの分は、例えば町外、県外の業者の方が入ってきてされるように私は受け取ってるんですが、町内での事業といったような分まではちょっと計画が、検討しているかどうか、ちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

太陽光発電の話は公共施設に限って今やっておるものでして、今後でいきますと、例えば個人のお話ですとかいうことにはつながっていくと思いますので、そういうこともありまして、先ほどご説明致しました区域計画と言われる実行計画を、まずは策定する必要があるのかなと思っております。

また、これまで住民の皆さまにもいろんな環境活動等を進めていただいておりますので、そういうことがもう既にCO2の排出にはなっているんだということを改めて認識していただく必要があると思っています。そういったものを盛り込んだ計画策定となるよう努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

まだこの地球温暖化防止というのは、もうかれこれ以前から地球規模でいわれていることで、ちょっと表現する言葉が難しいですが、やっと自分たちが具体的に取り組むといったような時期に来たのかな、時期が近づいてきているのかなといったような気もしております。

そういった中で、黒潮町は、黒潮町のみではないんですが、人口減、少子高齢化いいですか、高齢化率も高くなって人口減の問題も大きな問題として取り組んでいます、そういったところにいい材料になるというか。例えばですが、宿毛市では、バイオマス発電所が平成 27 年ですかね、できました。併せて、木質ペレットの製造所もできています。こういったものに結び付けば、町内での雇用といったものに結び付いてくと思いますし、そういった意味での事業化、よその会社の事業で、例えば太陽光のパネルにしても、そういったことを町内、あるいは近隣市町村と組んだような形でその事業を起こせばというような思いもありまして、ぜひ町内で雇用が生まれる、そういったような感じというか観点の検討も、ぜひしていただきたいと思います。

これは長い時間かけてやってきておることですが、当町ではそういう取り組みに向けて始まったばかりというような感じの答弁だったので、答弁は要りません。

では、カッコ 2 の方へいきます。

林業への取り組みが必須と考えるが、認識はとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の、カッコ 2、林業への取り組みが必須と考えるが、認識はのご質問にお答えします。

いわゆる地球温暖化の防止には、温室効果ガス、特に影響が大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが最も重要とされております。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林がその吸収源として大きな役割を果たしております。

黒潮町には、町有林、民有林など、合わせて 1 万 4,904 ヘクタールの森林があり、そのうち、戦後に植えられたスギ、ヒノキを中心とした人工林につきましてはおよそ 7,042 ヘクタールであり、町有林全体の 53 パーセント程度を占めております。

議員からご質問のありました温室効果ガス排出量の実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルの件につきましては、現在、世界的な気候変動問題への対応や、地球温暖化防止についての喫緊の取り組みが求められると聞いております。

そういった西暦 2050 年への大きな目標に向けての取り組みの中で、今後、二酸化炭素の低減を進めていく必要性があり、その一翼を担うのが町内の森林であり、また、整備がなされてきた人工林であると考えております。

都市部において排出される大量の二酸化炭素、例えば、地方部などの山林によって吸収、また相殺する作用として、より保全していくことが求められていく中で、今まで以上に造林事業を推進し、黒潮町の森林の持つ公益的機能を十分に発揮させることが、今後も求められると考えております。

このため、まずは森林の将来像を明確にし、原木の生産量ならびに木材販売額の増加をその目標として、将来的にも安定かつ持続化ができる、次世代に引き継げる森林施業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

一次産業の中の林業の取り組みとして、というふうに私には聞こえてきました。

例えばといいますか、今、脱炭素でカーボンニュートラルを達成しようとしているわけなんで、例えば石炭とか石油、そういったものを使わない。そういったときに、その対応としてどういう仕組みづくりをするかというふうな、ちょっと話が大きいかもしれませんが、そういった意味を込めての質問をしたわけなんです。

そういった観点での考えは、ありましたら聞かせてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

脱炭素も含めてエネルギー施策にもなっているかと思いますが、先ほど宮川議員がおっしゃられました、いわゆるバイオマス発電の関係になりますが。現在、町内での対応としましては、宿毛市にありますグリーンエネルギーへの資材の搬出を行っております。

町内のいわゆる山林施業、工事に関する支障木、あるいは民間の屋敷林の搬出実績としまして、平成 30 年度は 567 トン、令和元年度は 442 トン、令和 2 年度は 204 トン、という数値の搬出を宿毛市の方に行っております。

基本的に、若い樹木ほど森林における二酸化炭素の吸収量も多いため、放置林を少なくし、手入れをされた森林を増やしていくことにより、間伐された木材を、例えばバイオマス発電に積極的に利用するなどとして、今後も実績を積み上げていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今答弁いただきましたけど、やはり現状、現状こうなっているという答弁だったように私は受け取りました。

その現状から、先ほどちょっと申しましたが、石炭なり石油なりの火力発電所、このまま使い続けたら脱炭素社会というのは成り立たないと私は思っております。勘違いかもしれませんが、そういうふうにいわれていると思っておりますので。

その今の現状からこういった大きな転機が来てると思うんで、次にどうふうな方向性を持っているかという、質問の全体がそういうことなのですが。

方向性の話なんで、町長の方から答弁いただけたらありがたいですが。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

林業のご質問でございますけれど、まず、全体的な黒潮町における CO2 の排出状況、少しご説明させていただきますと。黒潮町で排出する二酸化炭素、産業別というか分野別に分類してみますと、産業面で 24 パーセント、それから家庭の方で 24 パーセント、そして運輸に 35 パーセント、それから廃棄物等に 3 パーセント、業務その他で 14 パーセントというふうな数字が、2017 年の公式のデータとなっております。

二酸化炭素の課題というのはそのあらゆる分野での検討をしていかなければなりませんので、総合的にはやはり前談で宮川住民課長が説明したように、町全体の総合的な計画、そして総合的な戦略を作っていく必要があろうかと思えます。

そしてその中で、林業に関する部分の大まかな方向性としましては、まず、林業はこの町において二酸化炭素の吸収する装置です。その装置をいかに機能さすかということになりますと、やはり、たくさん二酸化炭素吸収する、いい装置として仕上げなければなりません。それはどうしたらいいかというと、やはり、木が大きくなると一定、二酸化炭素を吸収する量が少なくなりますので、その大きな木は、もうその木に二酸化炭素を蓄積しておるわけですね。それは木材として活用していく。林業としては資材として売って、それを使って、できれば町内での建築資材としてうまく使えるような方法を採れないか。こういうふうな戦略を持って考える必要があろうかと思えます。

そして、その切った後にはやはり、再植林をしていく必要があろうかと思えます。その植林する際には、スギの花粉症なんかの問題もありますので、それも配慮しながら新しい種類のものとかですね、言葉としてはエリートツリーというふうに言う言葉があるんですけど、よりたくさん二酸化炭素を吸収する木を植えるとか、そういうふうな森林の再植生の計画も作っていく必要があろうかと思えます。

さまざまなことに関係するわけでございますけれど、特に私が少し注意して取り組んだらいいと思うのは、町内の建築の関係。できればこの町内の資材を使った、しかも、今、国の方でこれから進めようとしている、ZEH（ゼッチ）という省エネのハウスですね、そういうふうな将来を見据えた勉強会のようなのもですね、できれば建築関係、あるいは木材製造の業者の方ともやるとか、そういうふうな具体的なこともしていけたらいいなというふうに考えておるところでございます。とにかくさまざまなことが考えられまして、それも、やはり計画を作る中で戦略として一つ一つ仕上げ、それを政策として組み立てていくという作業が必要であらうと考えております。

二酸化炭素を減らすことが産業振興になるように、宮川議員がおっしゃられるように、そういう方向性でいかなければならないと思っています。

ただ一つは、一市町村だけではなかなかできないことがたくさんございまして。例えば、バイオマスの施設についても一定の木の量が要りますので、宿毛にあるから黒潮にも、というふうなことがいいのか悪いのか。一定の規模も、広域な視点で見ながら検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

発生源ですかね。CO2 の発生源が、家庭、産業が 24 パーですかね、家庭が 24 パー。運輸業で 30、何か、ちょっと数値はあれですが。

そういったものをなくしなければならないという、2050 年までにですね。という取り組みだと思いますんで、それに代わるもの。家庭で言いますと電気自動車とか、運輸業でも同じだと思いますが。そういった、例えば電気自動車を取り上げてみましても、その電気のもとですね。その電気のもとに、例えば石炭、

石油を使ったんでは意味がないことで、代替のエネルギーで電気をつくらないけないという課題をもらってる、というふうに私は認識してるので。

そういった認識がちょっとというふうに、私の聞き取り方が悪かったかもしれませんけども。

そのへんをちょっと再確認させてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

林業と少し離れた話になるような気がしますけれど、まず、できるところから取り組んでいく。課題は地球的に考えるけれど、行動は地域で、ローカルで取り組むというふうなことが大事だと思っておりまして。

黒潮町は今、分野別の二酸化炭素排出量の割合を言いましたけれど、ひっくるめて全体の排出量。黒潮町が二酸化炭素にすると7万6,020トンというような数字がありますが、このうちの28.5パーセントというのが電力由来といわれています。その電力由来のところで、せめて取り組みやすいと見れるところが、公共施設で使ってる電力を再生エネルギーにできるだけ変えていくというのが、その具体的な取り組みは先ほど住民課長が申し上げました、地域レジリエンスと絡めた公共施設、避難場所、町内6カ所への再生エネルギーの転換。

ですから、二酸化炭素由来の電力をできるだけ再生エネルギーに変えていく。これが今、可能な行動でございます。そういう可能なことを少しづつ広げていく。やがては、公用車のEV化、そういうことも考えられるかと思いますが、そういうできることを少しづつ増やしていく。そういうふうなことを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今年度からは県の方でも、脱炭素化のアクションプランを策定するような記事も高知新聞の方で、これは今年の2月17日ですかね、もありました。国も県も市町村もという大きな取り組みですので、ぜひ。

大きな取り組みですが、例えば、2050年で30年向こうのことを言っているわけですが、この10年間、今から10年間の間に取り組みがあまり進まなければと、2050年の目標値は駄目であろうというような予測も出てますんで。その自分たちの世代で環境を壊してしまっというふうなことになるように、みんなで知恵を出し合っていきたいものだと思います。

続きまして、2番目の住環境整備についての質問です。

老朽化住宅の撤去については、今年度も予算をつけて計画的に撤去をしております。この状況下、以下を問う、としております。

カッコ1としまして、今年度の実施状況と今後の取組みはとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは宮川議員の、老朽住宅除去事業の実施状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えします。
今年度の実施状況については、5月から1カ月の期間、申請を受け付けております。

対象となる老朽住宅は、町内にある個人住宅で、1年以上空き家であること、抵当権などが設定されていないこと、建築から30年を経過していること、税の滞納がないこと、などを条件としております。

加えて、対象となる除去工事につきましては、建設業の許可を受けた業者が工事をする事、住宅全てを除去すること、他の補助制度を受けていないこと、などを条件としております。

補助金額は、除去工事費の10分の8で、上限額が100万円となっています。本年度1回目の申請件数は18件でございました。

申請のありました住宅について、担当職員で一戸一戸老朽度、不良度を確認し、評定項目、評定内容により点数が100点以上となった住宅18件中、17件が補助の対象となりました。

今後の取り組みとしましては、事業予算2,000万円に対して、17件分の執行予定額が1,470万円余りとなっています。予算残額の500万円余りについて2回目の案内を8月2日から9月3日まで行い、受付を致しましたので、申請住宅の老朽度を確認し、補助金の交付をしております。

また、交付決定通知を受けた申請者は、取り壊しを行っていただき、除去現場を検査確認させていただくことになります。

なお、今年度から、補助金の支払方法として代理受領が可能となりました。補助金額10分の8、あるいは上限額100万円の支払いについて、直接、黒潮町から業者に支払うこととし、申請者は負担分のみのお支払いとなります。

ここ2年間、20件を超える申し込みがございます。来年度においても、今年度並みの予算確保をしております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

どうも。

実施状況も詳しくお聞かせいただいたのですが、私の書き方が不足しておったのでしょうか、今後の取り組みというのが、今年度の取り組みという意味ではなくて、次年度以降という意味で書いたつもりやっただけですけど、読み直すと言われたような取り方もできるようで、誠に申し訳ないですが。

もし分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

答弁でも少し触れましたけれども、来年度以降も老朽住宅の申請等がこれからも増えていくものと考えておりますので、数年間、来年以降も予算措置をして対応していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私の、ちょっと聞き漏らしかもしれません。すみませんでした。

では、カッコ2の方の、所有者不在や、所有者不明の老朽化住宅の現状は。

また、これらの撤去、併せて宅地内の支障木等の伐採についての考えは、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは老朽住宅の所有者不在、不明の現状、その撤去、また、宅地内の支障木についてのご質問にお答えします。

平成 29 年度の計画から 5 年が経過し、昨年度、空き家実態調査を行い、黒潮町空き家等対策計画を策定致しました。その中で、倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高いとされる、ランク D、また、倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高いとされる、ランク E の空き家戸数が 68 戸ございました。この危険とされる空き家 68 戸を確認をしております。そのうち、町道や地域道など道路に面し、災害時など避難に影響がある、また、隣接の住宅に危険を及ぼす恐れのある空き家が 13 戸ございました。

まずは、この 13 戸の空き家を、今年度に入り所有者を調査いたしまして、文書等で通知をしております。

結果、所有者が町外や県外の遠方に住んでいる、また、亡くなられている場合の所有者不在の空き家、および、所有者不明の空き家は 6 件でございました。この 6 件につきましては、再度連絡先の調査を行い対応しているところでございます。

なお、今回連絡を取った中で、老朽住宅除去事業に申請され、撤去予定の空き家は 1 件ございます。敷地内の支障木等の伐採については、黒潮町老朽住宅除去事業補助金交付要綱第 1 条の目的の中で、老朽住宅の除去を行う者に対し、除去工事に要する経費の一部を補助するとしており、当補助事業での伐採は対象外となります。

現状、空や家である敷地内の支障木等が影響する場合においても個人の所有資産でございますので、町としましては、許可なく伐採するということとはできないものと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

所有者が不明というのが 6 件とかいう話でございましたが。

こういった内容の一般質問を、3 年前の平成 30 年 9 月の一般質問にてやっております。そのときには、その所有者不明の住宅の撤去についての考え方として、所有者不明の住宅については、対応の法令整備ができていないので法令整備待ち、という旨の答弁でしたが。

ここで言われた法令整備の、その後の状況どうなってますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

所有者が分からない場合については、とにかく登記簿、戸籍等を調べた、調査した上で、探していくということになります。

法整備につきましては、前回の調査のときでも、一応不明な場合は最終的には特定空き家という形を取るような状況にもなろうかと考えています。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私の今の質問はですね、3 年前には、まだ法令の整備ができていないので法令整備へ指針待ちというような答弁だったと思いますが、その言われている法令が今現在できているか、そのままなのかという質問です。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

その法令につきましては、3 年前に私が答弁したときにはちょっと私の確認不足ということでございます。

計画の中に、その法令はございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

じゃあ、ちょっと整理をさせてください。

法令の整備はされとって、調べても所有者が分からない住宅についての対応は、現状どうなっていますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

現状といいましたら、今調べている住宅については、まだ完全に所有者がいないというような住宅は 1 件も確認はしていないというような、係の中では状況でございます。

実際、もしも所有者が不明の場合は、告示とかそういうものを順番を経て、最終的には執行していくというような形になっていると思います。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

所有者が分からない場合は最終的には強制執行で撤去するというふうに聞こえましたが、そういうふうな法令でそうなるとということでしょうか。

確認させてください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

不明の場合、特定空き家等に対する事務フローとか、そういうものを順じて、最終的には行政代執行という形になりますが、それまでに、その建物に対する助言とか指導を行い、その後勧告。その建物の所有

者等からの意見等の提出の機会を与え、それでもないということになれば、行政代執行というような流れになっていきます。

ただ、取り壊しをした費用については、徴収をしていくというような流れになっていきます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

ごめんなさい、質問の仕方が悪いんでしょうか。

所有者が分からないという結論付けられたものに対しての措置を問いようがで、いろいろ指導とか何とかいっても、所有者が分からんのだからもう全然できないわけで。

最終的に、そういう強制執行でやっていくという法令になっとなるかどうか、ということ聞きようがです。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

最終的には、行政代執行という形になります。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

どうも。

こういった問題もすごい、何いいますか、私の住んでる所にもありますし、老朽化して、もう屋根も落ちてといった状態の家がですね。町内を通っても、国道端でも屋根が崩れた家もあります。何いいますか、すごい周囲の環境面にも悪影響を及ぼしておりますし、見た目をあまり問題にするというものあれですが、見た目もあまりいいものではないと思います。

しかしながら、それなりのとといいますか、いろんな事情があつてのことで、職員の方は大変ご苦労をされていると思いますけれども、地域の住民の快適な生活環境を守っていくために努力していただきたいという希望を述べまして、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、16 時まで休憩します。

休 憩 15 時 47 分

再 開 16 時 00 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

3 番（浅野修一君）

それでは、時間も押してますんで早めに取り掛かりたいと思います。執行部の皆さんにも、明朗といいますか素晴らしい答弁の方、よろしくお願いしたいと思います。

今回、私は2問の質問を構えさせていただいております。早速入ります。

まず1問目と致しまして、防災、減災についてでございます。これいつもながらというふうなことで、皆さんお聞きになろうかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

早速いきます。

昨年7月の豪雨災害で、佐賀保育所は一時孤立し、園児はボートで搬送、救助され、帰宅致しました。

同地区の国道付近は低地のため、幾度か浸水した経緯がございます。近年の気候変動による地球温暖化の影響が顕著となったものと思われるわけですが。

また、地震大国といわれておりますわが国ではですね、大地震がたびたび発生しておりまして、早急な対応、対策が必要と考えております。これらを踏まえた町の考え、計画等を聞きたいと思います。

カッコ1と致しまして、佐賀保育所の避難道として、伊与喜小学校体育館付近、およびプールの山際ですね、こちらを避難道として整備する計画はないかについて聞きたいと思います。

皆さんご存じのように、佐賀保育所の方はですね、当地区における避難所にもなっていると思いますが、こちらには80名を限度いいますか定員が80名で、0歳から2歳児といった乳幼児の方も含まれております。被災時、避難所にいる方が安心といった場合もあるかと思いますが。避難道を通して避難しよって事故に遭うとか、そういったことも考えられるわけですが。そういった場合もあると思うわけですが、小さな子どもさんの場合は家族さんと一緒におられることが、そのことだけで安心してですね、落ち着いて過ごすことができるんじゃないかと、それが当然のことだと思っております。

保育の時間が終わった後、最終で言いますと延長保育が終わった後にですね、その後も保護者と離れ離れで避難所に長時間過ごすということがかなり困難なことであろうと思います。小さな子どもさんであれば、ほんとこらえられないというか、そういった状況になろうと思います。これはね無理があると思われるので、今回このような質問の方を行わせてもらっております。

近年、ほんと線状降水帯、これ聞き慣れた言葉になってしまいましたが、こういった異常気象が頻発するこんにちであります。この佐賀保育所においてはですね、そういった昨年のこともございます。早急な対応が必要と考えますがいかがでしょうか。様々な対策であるとか、計画は町の方も持っておられるとは思いますが、町民のですね、未来へ宝といえますか、そういった子どもさんの命を守る町としての現状における考えを伺いたいと思います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、伊与喜小学校体育館付近の避難道整備計画のご質問にお答え致します。

自分の方からは、避難道としての考え方ということでお答えさせていただきます。

まず、地震津波に対してでございます。避難路の計画路線を決定するに当たっては、地域ごとに行ったワークショップなどで地域ごとの課題を抽出し、計画路線として反映させており、津波避難タワー、計画路線が成立された段階で、町内での避難困難地域への避難路については確保されていると考えております。計画路線となる新たな避難道の整備に関しては、地区からの要望があり一定の整備条件が整っていたとしても、必要性や緊急性、代替性などを総合的に判断し、新規避難道の整備基準を定めながら新たな区間の選定、整備について検討していく必要があると考えております。

今回ご質問の伊与喜小学校付近につきましては、当初より整備する方針としていない浸水区域外であり、

津波に対する避難道としての整備は考えていません。

また、洪水による避難先からの退避を目的とした避難道の整備計画も防災上としてはございません。道路の冠水対策については、国道、県道、町道等の道路管理者によることとなります。

避難後に冠水した場合の対策は、冠水状態が解消されてからの移動するといったことが安全な行動となりますので、とどまることを徹底していくことと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員のご質問の避難道につきまして、教育委員会の考えをお答えさせていただきたいと思っております。

現在、佐賀保育所への連絡道と致しましては、町道、伊与喜学校線の1本のみですが、先ほど情報防災課長がお答え致しましたように、議員ご質問の避難道として整備することは、教育委員会としても優先度は低いと考えております。

と申しますのも、佐賀保育所の北東側と南東側に2本谷川がありますが、この谷川に高知県が砂防ダムを設置をしております、現在の佐賀保育所は風水害時も安全性の高い施設となっております。大雨のときには、通常の保育時間が終了した後も園児を預かる体制を整えておりまして、危険を伴う無理な避難は避けまして園外が安全な状態になってからの引き渡しを行いますので、避難道の整備は考えておりません。

従いまして、水位が下がるまで保育所内で待機して、安全が確認されてから保護者に引き渡すこととしております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

情報防災の方としても、教育委員会の方としても、新規道の予定はない、計画はないと。優先度も低いんじゃないかというふうな答弁でありましたが。

今後についてもですね、このことに関する対応の考えはもう全くないということでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

今後のことにつきましてでございますが、先ほど議員がご指摘のとおり、保護者の皆さまには幼い子どもさんを夜間預けることになるかもしれないということで、大変不安に思われることと思います。

しかしながら、子どもさんの安全と、それからお迎えに来られる道中での保護者ご自身の安全も考えまして、保育所を信用して預けていただきたいというふうに考えております。そのことを事前に保護者の皆さんにも周知してご理解をいただいておりますのでございます。

今後につきましても、それを続けていきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

そうですね、自分も危険度というか、そういった被災時にその場に行くってことの危険性は十分承知をしているところなのですが、よくテレビなんかでもね、田んぼの水を見に行かれて流されたということとか、そういったことはもうよく聞くわけですし、危険なことであろうかとは思いますが。

今、藤本次長の方が話してくれましたけど、その保護者の方ですね。自分はその避難道ということで今回質問の方に書いているわけですが、避難道であり、その先ほど藤本次長言われた保護者の方、こちらの親御さんの方ですね。それこそ先ほど申し上げましたその0歳児だとか1歳、2歳。ほんと幼い子どもさん。暗くなればすぐくね不安になって当然というか、泣き出す子どもさんも一人おればみんなが泣き出すというふうなことになるかと思いますが。そういった意味でもですね、その保護者の方が保育園に安全に行ける道、そういったふうな考えも持ってる、今回、避難道という表現には致しましたけど、そういう考えもあってのですね、今回のその質問にさせていただいておるわけですが。そういった意味では、子どもさんを避難させるというようなこと、発想ではなくて、乳飲み子というかそういった子どもさんがおられるところへ、保護者、この場合お母さんになるのでしょうか、親御さんが行かれて、そこで子どもさんに安心感を与えるというか、そういったことがね必要になってくるんじゃないかと思います。

こればかりは想像の世界であって、何時間使って、行ったり来たりできないのか、それはもう分からないことで何とも決めつけはできないわけですが。それでもですね、この先ほども言った線状降水帯、この前も九州なんかでもありましたけども何時間も何時間も降って降って降ってって、1時間200ミリとか、何十年に一度の豪雨であるとか、そういった状態がですね頻繁です。ほんとに。

そういう意味ではですね、このことを今は優先度が低いとか、必要性を感じないとか、そうふうな考えでもあろうかと思いますが、防災の面にしても保育の面にしてもですね、必要なことであると僕は思うわけですよ。そんな考えというか、そういう発想はできないものでしょうかね。そうでないと、せっかく預かった子どもさんかわいそう過ぎてですね、保育士の方たちも大変だと思うし、一番は子どもさんがもう大変だと思いますんで。

そういう観点からもですね、今一度、答弁をお願いできませんでしょうか。

どちらでも結構です。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

確かに、幼い子どもさんをそのまま預けて過ごすというのは、保護者の皆さんにとってはほんとに胸の痛いことだと思います。

ただ、それだからといって、危ない道のりを子どもさんを迎えに行くというか、子どもさんの所に会いに行くという行動自体が危ないことにつながると思います。保護者の命にかかわってくると思います。そういうことが起きてしまうと、もっとですね子どもさんが悲しむだろうと私は思います。

そういうところの部分を少しでも軽減をするために、佐賀保育所では一斉メール配信のシステムをちょっと作りました。これは黒潮町の既存にありますウェブメールを使いまして、そこでそれぞれの水位に応じて、保育所の状況とか、それからもうこの警戒水位、伊与木川が2.6メートルに達したので、もう迎えには絶対来ないでください、信頼して保育所に預けてくださいというようなメールを作成しまして、それを一斉に保護者54世帯の皆さんに送ることとしてます。その間にもですね、安心を持たせるために子どもの状況につきましてもそのメールを通じて保護者の皆さんに逐次知らせていくようなことを考えてお

ります。

従いまして、決して無理をして保育所に来るというような行動は慎んでいただきたいというふうに考えております。安心して、信用して保育所に預けていただきたいというふうに、保護者の皆さまにはお願いをしております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

藤本次長、今、何か恐ろしいことというか、危ない道に来ることが危ないというふうなことだったがですけど、危ない道造ったら駄目ですよね。安心な道を造ってですね、子どもさんに会いに行ける道を作るのが町の仕事じゃないでしょうかね。ねえ、徳廣課長。そんな危ない道であれば造らない方が、無駄な予算使わない方がいいと思いますので、そういった意味でですね。

それと、もう一つ言いたいのは、避難所として指定をしている所ですよね、避難所に大雨で行けないというふうなことで避難所に指定していいのでしょうかという疑問もねあるわけですよ。何でもかんでも満足に十分にするっていうことが、ほんとに予算も必要とすることなんで無理強いをするつもりはないがですけど、避難所に指定した以上はそういった対応の方、必要じゃないかと思うがですよ。まして、その幼い子どもさんを預かっている施設です。

その点、どうですか。課長どうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難所に避難する際の道路に関しましては、実際、自宅から避難する場合も冠水する場合がございます。避難所に行けないという状況はこの伊与喜保育所以外でもございます。そうしたことがあるので、今、これまでも答弁させてもらったように、土砂災害ワークショップ等で事前避難ということをお知らせをしています。なので、危険になるまでに自分たちがそういう状況、避難所に行ける環境の中で避難をしていただくといったことをまず考えていってもらおうということが一つです。

あと、実際、避難をした後に冠水をした。その際は、先ほど伊与喜保育所の対応と同じように避難所にとどまるといったことが安全な行動ということになります。そちらから道路が冠水した状況の中で移動するといったことがほんとに危険だという状況になるので、そうした対応になるかと思います。

あと、孤立した際にどうしても避難をしなくてはならない、動かなくてはならない、そこが危険だという状況になったら、その際はやはりボート等での救出といったことも考える必要はあるかと思いますが、そういった状況にならない限りは、現状では安全な所にいる。道路が冠水している間は動かないといったことが基本かというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

課長、畑違いで申し訳ないがですけど、そういった避難所にその0歳児の方が、子どもさんが、例えば夜間としましょう。夜間、親と離れておるっていうことをどう思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

自分の方も、そういった保護者に対する方の心情とかそういったことの専門ではないので、また子どもさんの心情とかそういったことを把握する専門ではないですけども、やはり不安に思われるということはあります。

ただ、不安な状況はあったとしても、その不安な状況よりもさらに道路を使うということが危険であるということであれば、やはりそちらを危険道を避けるといったことが優先になるのかなというふうに思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

この質問は避難道をつけたらどうですかということなんで、今の現状の道であそこへ行くって話じゃないんで、ちょっとこうずれた答弁かなとも思うがですけど。

いずれにしてもですね、そういった予測される現状があると思いますんでね。先ほど、もう今後はそういった計画は持たないというふうなね、そこでもう切るような答弁があったわけですけど、そうじゃなくて、今後もこういったですね検討すべきことはすべきやと思いますんで、頭の中に置いていただきたいと思います。そうじゃないとね、子どもがむごい。宝やもん、黒潮町の。大事にしましょう。

カッコ1の質問はこれで終わります。

続いて、カッコ2の質問の方に入ります。

カッコ2と致しまして、大方中央保育所の敷地は一部が盛り土による工法であり、大きな地震発生時等の避難路の確保は必須でございます。町としての避難計画はどのようなものを聞きたいと思います。

こちらの保育所はですね、入口の部分が駐車場となっておりますが、全てですね盛土施工の方になっております。先ほどの佐賀保育所と同様にですね、小さな子どもさんの避難ではさまざまな問題が起こり得ると思いますんで、そういう意味でその盛り土っていうのは、大地震などの場合、当然、切り土、切ったところじゃなくて埋めたところが沈むと思うがですよ。沈下して舗装面も陥没したりすることは予想の範囲だと思います。そのような状態になるとですね、その子どもさんが避難することに対して支障ができてくるわけですね。これ本当、想定外でなくて想定内のことであろうと思います。

十分にですね、検討してと思いますが、現在の大方中央保育所の避難計画について伺います。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

浅野議員の、大方中央保育所の避難計画に関するご質問にお答えします。

大方中央保育所では防災マニュアルを作成しており、このマニュアルに基づいて避難訓練を実施しています。避難訓練では、まず、揺れが収まるまで身を守る体勢を取り、その後、活動場所から一時避難場所である錦野児童公園まで3つの経路で避難することとしています。

1つ目は、駐車場から町道藩下線を通り、錦野児童公園へ避難する経路です。

2つ目は、職員駐車場の北側にある避難道から保育所の裏山を抜けて、錦戸児童公園を目指す経路です。

そして3つ目は、園庭の西側にある避難道を通り、2つ目の経路と合流する経路です。

浅野議員が言われるように、大方中央保育所の敷地のうち、駐車場辺りが盛り土による工法で施工されています。職員も盛り土の危険性は理解していますが、現在は1つ目の駐車場を通る経路で避難訓練を行うことが多いようです。それは町道藩下線の道幅が広く、園児の安全が確保されることや、保育所、小学校、中学校、高等学校合同避難訓練により、中高生の協力を得ながら避難できることが理由です。

実際に避難をするときには、人の力を借りることや、建物の屋根などで雨風をしのげることも期待しています。しかし、駐車場の崩壊やひび割れなど危険を感じるときに備え、2つ目、3つ目の避難道を通り避難する訓練もしています。

2歳から5歳の幼児は、保育所北側の避難道から避難し、0歳、1歳の乳児はバギーを使い、保育所西側の避難道から避難します。

また、地震の揺れにより、万が一保育所の敷地内や避難道に何らかの問題が発生し、安全にその場を通過することができないと判断された場合には、経路を変更し一時避難場所を目指すように取り決めをしています。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

今で1カ所だけ、ちょっと理解できんかったところがあるがですけど。

2歳から5歳は北側へということで、西はどう言いましたかね。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

再質問にお答えします。

0歳、1歳の乳児は、園庭の西側から階段がない経路がありまして、そこをバギーに子どもたちを乗せて避難をするという経路です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

バギーが通るってことは、そこはすごいこう舗装された。僕、申し訳ない、認識がないもんで見たことなかったもんで、大丈夫な崩れない強固な道ってことで。はい。ありがとうございます。

そういった道が確保されておれば、まず問題ないと思います。先ほども言われたように、その錦野団地の方に、東側にね問題なく行ければ一番時間的にも安全で行けるものであればそちらの方がえいと思うがですけど、いかんせんその先ほど言ったように全て盛り土なもので、ちょっとねそこは心配な部分ではあります。

ごめんなさい、最初にこれ写真の方を見ていただいたら良かったがですけど。黒丸のイチ、こちらですね。これを盛り土の部分、赤丸で囲った部分が盛り土で今の駐車場の部分でございますが。このようにきれいにはですね施工の方されております。ただ、この10年以上前の工事ですんで、どうこうは言えん部分があるかと思いますが、すごいきれいにいうか施工されているようですんで、工事自体はねまず問題はないと思っておりますが。

それと、断っておきますが、この質問は工事がどうのこうのという意味での質問ではありませんので。

工事自体はですねすごい丁寧にやっていたようなので、そこはお断りしておきます。

ただ、この南海トラフ地震の方ですね、もう巨大だというふうなこと。それをこの前テレビで見たがでうけど、マグニチュード9とかいうふうな数字の部分も見たように思います。マグニチュード9、東日本もそのぐらいだったと思いますが、そういった地震が来れば、かなりこの盛り土の部分は危ないかなとも思っております。

それと、今の写真の裏になるがですけど、大方中央保育所のこれも写真ですが、ご覧になって分かるように鉄骨の部分が写っていると思いますが、これ園舎の方の写真になりますんで。こちらは鉄骨造り平屋建てということなんで、まず園舎の方は安全性は保たれておるものと思っておりますが。ただ、建物内に棚とかもあると思えますんで、そういった転倒の危険性があるものについては固定するなどのですね、対策の方は必要になってきようかとも思いますが。こちらも当然というか、既に対策済みかとは思いますが。揺れの折には保育所内で園児さんが待機するわけですから、そして揺れが収まれば先ほどの避難路を使って避難をしたり、その場にとどまって救助を待つとか、そういったことになろうかと思えますんで。園舎の方はね、十分強度もあると思えますんで心配ないと思います。

ただですね、何度も言いますが想定外。想定外想定外ってよく聞きますけどそういうことはよく聞く言葉であり、よく起こり得ることになっておりますので、そこはですね、いろんな執行部の方でもですねいろんな考えとかを巡らせて、それに対する対応の方をね、ぜひ今後もお願いしたいと思います。

先ほど橋田次長の方から、そういう避難路の安全な避難路がありますよというふうな話聞きましたんで、少し安心は致しましたけど。その今の避難路も点検は必要だと思いますんで、情報防災の方とか教育委員会一緒にですね、点検であるとかそういったところはですね、十分に行っていただきたいと思います。

それでは、カッコ2の方はこれで終わりたいと思います。

続きましてカッコ3でございますが。

カッコ3と致しまして、これまで幾度も質問を行ってきましたが、衛生車、車ですね。衛生車両の保管場所について、現状のままで良いと思っておられるのか、また進展の方はないのか、お聞きしたいと思います。

このこと、これまでも幾度も執行部の方には問うてきたわけですが、被災時においてですね想定内のこと、ほんとそう、何度も言います、想定内のこととしてですね、避難所や自宅とかですね、そのほかでもトイレの問題が必ず、これは必ず出てきます。また避難所、こちらには大勢の方避難してこられます。避難してこられれば、先ほど言った当然のこと、トイレに行きますよね。避難所によっては、高い所で水洗の避難所もあったりしますかと思えますんで。最近の所は水洗だったと思いますが、そういった水洗の所であればその処理機能とか、そういったことで対応の方は賄えるのかな、大丈夫かなあと思うんですが、そういった避難所だけではありません。昔ながらのトイレの所も多くあると思います。

そういった所ではですね、仮に集会所なんかに30人40人、40人50人避難していくとですね、これ生理現象いいですか、毎日のことだと思いますんで、その量は想像の域であらうかと思えます。そういった意味でですね、大地震、津波も来るかもしれない大きな地震のときに潰かってしまえば、そこから高い所へ避難しなくてははいけない。避難した場所で、そういったトイレの問題がある。そうなったときに、以前からも申し上げておりますが、衛生車両の方ですね。もう確保というか安全な高台に逃がしておかないと、とんでもないことになると思います。佐田課長の健康面、健康福祉の面からもですね、えらいことになると思いますし、そこに、なんというかこうおりづらくなるとかおれなくなるとか、そういった状態にもなると思うがですよ。それに対してですね、やはりこの衛生車両というのはほんと町之宝ぐらいで

思っ、大事に保管しないと駄目だと思います。

そういった意味でですね、これほんとにね、何遍も今までの質問でしたがですけど、どうも前回でしかね、高規格道路の件があるから、道のことがあるから、できない。できないではない、そのときまで待たなくてはいけないとか、そういった答弁で終わっております。そんなことを言ったら、これ大変なことになると思うがですね。でも、これ誰が考えても当たり前で、当然のように考えるべきことじゃないかと思ひます。

執行部の答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは浅野議員の一般質問、衛生車の高台移転の状況についてお答えを致します。

大規模地震による津波災害等の応急対策期におきまして、衛生車両の確保は公衆衛生活動、大変重要な課題だと認識をしております。黒潮町内3つの事業所がございすが、いずれも衛生車両の保管場所が浸水区域にあるため、車両保管場所の高台移転のご要望を受けております。佐賀地域の事業所につきましては令和2年3月に対応が完了をしております。

ご質問の大方地域の2つの事業所につきましては、平成30年9月議会、ならびに令和元年6月議会にて、高規格道路事業における工事用道路等の進捗（しんちよく）状況に合わせて対応したいと答弁をさせていただいております。

事業者側の意見としましては、衛生車両というイメージもありまして、住宅地付近に保管場所を用意するということは難しい。一方で、事業所から遠隔地になってしまいますと平時の事業活動に支障が出るため、入野地域での移転場所選定になろうかと考えております。

高規格道路事業の進捗（しんちよく）状況につきましては、現在、有井川地区において環境調査等を行っている状況でございすが。入野地域におきましては、道路法線自体は決定をしておりますが、詳細な設計が完了しておりませんで、用地取得等にはまだもう少し時間を要すると思われま。

今後も引き続き、企業者である国土交通省と情報共有をしながら、各種の調整が整えば順次高台移転の支援を行っていく予定となっております。

以上でござい。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

有井川までは計画というかそこに入るということでございすが、なかなかここまで来るにはまだまだ何年もかかるというふうなことですね。それまでに揺らされれば大変なことになる。これはもう当り前のことであらうかと思ひ。

そこですね、一つの考えが発想の転換をして、仮置場というか、そういった考えを持ってですね、高規格が通ってそこに自立する側道を完成するまで仮に置いていただくというふうな考えも可能ではないかと自分は思いうちうがですけどね。例えばその防災広場ですか、すごい高い所にありますけど、ああいった場所もですね、先ほどにおいの問題とか、こういった部分でも可能なあとと思ったりもするわけですが。

そういった考え、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

浅野議員の再質問にお答えします。

仮置場ということでございますが、実は大方地域の一つの事業者さまは既に高台に仮置きとなっておりますが、対策をしているところです。ただ、こちらも先ほどご説明させていただいたとおり高規格事業の影響をほぼ受けそうな場所でありまして、あくまでも仮ということになっております。

入野地域の高台というのは限られておりまして、やはり高規格道路の計画に左右されるのは致し方ない部分かとは思いますが、事業者の皆さんとまた協議も進めながら、仮置き等の可能性も排除せずに検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

この分ぜひですね、町長含め副町長含め、執行部の皆さんで練っていただきたい。そうしておかないとえらいことになると思いますんで、そこはね十分考えた上で、対応の方お願いしたいと思います。

それとですね、この衛生車、車ですね、衛生車両の方。比較するのはちょっと話が違うかなとも思うわけですが、実は西隣り、万行第1第2団地、桜ノ団地ですか、ができたわけですが、そちらの北側に駐在所が2棟できました。あれができるときに、できるときっていうか建つときにこれ何だろうなっていうふうに思っで見ながら、完成してみれば駐在所が2棟建っていたというふうに感覚しか自分にはないんですが。何というかな虚しいというか、こちらの方に自分も度々足を運ぶわけですが、そういった情報をもろう義務はないと思うがですけど、何か虚しいというかそういった寂しい気持ちになったこともあります。駐在所はすぐに、ほんとすぐにできたように思います。駐在所と駐車場を比べたときに、町民にとって、駐在所も当然ですね、防犯の意味からも重要ではあるわけですが、駐在所と駐車場、しかも衛生車両の駐車場。これを比較したときに、あんまり差はないと思うがですね。重要度というか、そういうった部分では。先ほども言ったように、被災時には衛生車両がないことには大変なことになります。泥棒とか犯罪があれば、警察の方おっていただかんとこれも大変なことにはなるわけですが。その違いは大きくあるわけですが、比べる方が悪いって言われれば元も子もないんですが。

自分は本当にですね衛生車両の置き場については、先ほど一応提案しましたが仮置場ってことで防災広場、防災広場が一番いいかなっていうふうには思ったりするわけですが、そういった考えもですね持っておかないと間に合わんというか、えらいことになるがやないかと思うわけなのですが。

町長、これほんまに僕ね、早急な対応をせんとえらいことになる。えらいことになったら困るがやけど、なることも考えんといかん重要なことやないかと思いますが、町長はどのように考えられますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、もし南海トラフ地震が起こって、そして町の多くが浸水した場合に、その衛生車、使えなくなる可能性があるわけでございますので非常に重要な課題と考えております。また、認識も

しております。

その中で、●でありますけども佐賀地域のやつは高台の方にもういけるようになった。そしてもう一業者については自分で仮置き場を今、もう既に押さえられておるといふような状況でございますけど、恐らくそれぞれ事業者の意向もまたあろうかと思えます。日ごろから日常的に業務をされておいでますので、その事業者の意向も調査させていただきながら、町として検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

町長のおっしゃるとおり、大方地区の一つの業者さんは仮。ほんと仮だと、僕も聞いてます。仮に置いているので、今は大丈夫というふうなことは伺いをしています。

ただ、その事業者さんの意向という意味ではどちらもですね、大方地区の2社の事業主さんどちらもそういった所があればぜひという意向の方はね自分も聞いた上で、この質問の方をさせてもらってます。町の方もですね、そういった意向の方を十分に聞き取り調査していただいて、どんな意見持っているのかそれも聞いていただいて、最善の案を双方で練ってもらいたいと思います。ほんと、これえらいことになると思います。早めにぜひお願いしたいと思います。高規格道の問題がどうであろうとかこうであるとかいう問題は問題外やと自分としては思っています。ぜひですねこのことを前向きに、しかも早急に対策の方お願いして、このカッコ3の質問を終わり、カッコ4の方に入りたいと思います。

1 問目の最後、カッコ4と致しまして、国は、自治体、企業による気象情報の発信の許可について、9月の検討会で行うようでございます。当町としての対応、考えを聞きたいと思います。

このことはですね、8月の下旬、8月24日だったと思いますがテレビで報道されたわけですが、今月検討会が、気象庁とか国土交通省などを交えて検討会がまた行われるようです。この8月24日のときに、その専門家の先生とか、そういった各方面の方が集まって検討会を開かれたことによるもののようでございます。ただ、これまだまだ詳細が、申し訳ない、分かっておりません。詳細の分かってないものを質問するのかっていうふうなことを言われるだろうと思いつつも質問してるわけですが。何でもですね、対策を練ったり対処ですね、ことに対する対応するためにはですね早めに問題、まずは問題意識を持って、そこにいろんな自分たちのできることっていうかそういったことも考えながらですね、対策対処の方をせんといかんといけませんので、これについて聞きたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、気象情報発信にへの対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

気象庁は洪水および土砂災害の予報について、近年の技術進展やニーズの多様性を踏まえ、適切な防災行動につながる情報提供の在り方や、役割分担などを検討する必要があるとのことから、有識者による洪水および土砂災害の予報の在り方に関する検討会を実施しております。洪水や土砂災害の予報は、現在、国や都道府県が担っていますが、検討会報告書案でございますけども、では国や都道府県では対応し切れない、より局所的な情報の需要があるとして、民間気象会社なども予報を提供すれば社会のさらなる適切な防災対応や、事業継続に有効と指摘をしております。

民間に認めることが想定される予報の項目としましては、河の水位や流量、氾濫発生場所、浸水域や浸

水深の数値、土石流や崖崩れの発生可能性などとしています。一方で、国等の予報と民間気象事業者から提供された予報との間に齟齬（そご）があった場合、住民の判断の迷いや避難行動の鈍化への懸念もあることから、利用者が十分に特性や留意事項を理解した上で予報を活用できるよう、民間気象業社等が利用者を特定した上で予報を提供できるようにすることとしております。不特定多数への提供は慎重に検討すべきとされております。

町が防災対策を行い判断する上で、一つの事情に対してより多くの情報が出ることはあらゆる可能性について検討できることから、大変有意義であると考えています。

しかしながら、検討会報告書案でも指摘があるように、出された情報の内容理解が不十分であると住民の避難行動に悪影響が出る恐れがあることから、防災情報等の理解促進と利用方法等の理解を深めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

課長のおっしゃるとおりでございまして。ただ、そのあれですね、課長もそうやってまだはっきりしてないことも答弁していただけるってことは本当に心強いというか、そういうふうに思います。

まだまだこのこと本当、検討委員会の方を開いてる部分なんで、ちょっと時間的にももう少しかかろうかと思いますけど。これはでも今からそういったことを庁舎内でも検討していったってですね、例えばこういう場合はどうしよう、ああいう場合はどうしようというふうなことを想定をしていって、それを積み上げていけば、被災時にも即対応ができるというか、そうしたことになるうと思いますんでね。

それと、このことをあれですね、民間の気象予報会社というか、そういった所もすごい今進んだ予測というか予報というか、そういったこともすごい気象庁に勝るとも劣らんというか、そういったレベルまでいってる部分はあると思います。自分もよくスマホなんかで気象のことを調べるがですけど、すごいその正確性もですね今すごい増してると思いますんで、多分こちらの方、気象会社というかそういった所の認可というか、そういったことにもなろうかと思えますんで。また、多分そういった所と契約をするっていうようなことになるんでないかと思うがですね。契約をして、何時間後にはこうなりそうだからこうした方がいいよ、みたいな情報をいただけるようになるんじゃないかと思えます。そうしたら、それこそこの前からずっと水害とか方々で起こりようわけですが、それへの対応対処が事前にいうか、事前避難の方ですね。それができて、生命、命を守ることができるようになると思えますんで。

これ、ほんと申し訳ない、時期尚早なことは分かっておったわけですが、分かった上でやるんでちょっとたちが悪いんですが、大事なことであらうと思えますんで、今後もですねこのことはよく勉強していただいて。自分も、ずっとこっち方面も勉強したいと思えますんで、また教えてもいただきたいと思えますんで、今後もよろしく願いしたいと思えます。

それではこれでカッコ4を終わりまして、質問の1の方を終わりたいと思えます。

議長（小松孝年君）

本日の会議は都合により延長します。

3 番（浅野修一君）

失礼、すみません。もう暫時終わるようにします。頑張ります。

最後の質問です。2 番として、環境問題についてでございます。

これ、僕の前の宮川議員さんも言うておられたように4人もこういった環境、ゼロカーボンゼロカーボンというふうなことで質問を出してますんで。自分は、皆さんは制度的なところまで踏み込んでやっておられますけど、自分の質問の場合その収集ごみ、資源ごみに特化したいうか、その質問にさせていただいてますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

世界各国で、ゼロカーボンを目指したさまざまな試みや方針、方策が打ち出されております。当町としてもでき得ることを行うべきと考えるが、どのように考えているかを問いたいと思います。

カッコ1としまして、収集ごみの中には再生可能な資源ごみが多く含まれており、分別のできるごみ置き場の設置が必要だとも思います。

また、これの実現については、条例の制定などによる規定ですね、決まりごとを作らないといけないうけないと、それが不可欠だと思っております。

町としてどのように考えておられるか、お伺いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは浅野議員の一般質問、資源ごみの収集場所の設置ならびに条例等の規定づくりについてお答え致します。

まず初めに、資源ごみ回収ステーション常設についてお答えします。

令和元年9月議会にてご答弁をさせていただいておりますが、現在のごみ収集サイクルでは一定期間の保管が必要となってきます。このため、分別して保管するためのスペースが必要になります。また、紙類等の資源ごみにつきましては、濡れてしまうとリサイクルができなくなってしまうため、雨風の対策ができる設備が必要となります。前回ご質問をいただいてから2年ほど経過をしておりますが、既存の資源ごみステーションは町内に101カ所ありまして、全て地域で管理をいただいております。その収集場所ですが、先ほどお答えさせていただきました雨風の対策ができる設備とはなっており、屋根はあっても壁がなく、収集日の当日にコンテナ等を設置して分別収集をしていただいているところです。

新たに新設ができるスペースがない中で、101カ所あるもののうち常設ステーションとして拡張することも考えられますが、常設のステーションとなりますと管理を行う上で施錠ができていない施設に不特定多数の方から持ち込まれることが想定をされるため、一部のマナーを守れない方や腐敗臭、においの問題ですとか、衛生問題をどのように対処するのか。また、衛生問題に加えて常時の人の往来が多くなりますので、施設の付近で日々生活されている方にとっては大きな負担になることが想定をされます。また、収集につきましても、収集事業者の皆さまの収集車両また従業員数等のことから、現在の収集サイクルを増やすことは現状では困難であると考えております。

このため、指定の収集日までご自宅等で保管ができない場合などは、商品購入先等に設置をされている回収ボックスなどをご利用いただきたいというふうに考えております。

また、条例等の規定づくりについてお答えを致します。

以前もご質問いただいたとおり、浅野議員がおっしゃる条例の制定は、いわゆるごみのポイ捨て禁止等に関する条例とのことだと認識をしております。黒潮町の環境衛生に関する条例としましては、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例のみとなっております。この条例には、いわゆるごみのポイ捨て禁止等に特化した規定は記述をされておきませんが、ごみのポイ捨てに関する条例制定をしている近隣市町村等と比較をしましても、条例で規定をしていないことによる弊害などは現状では出ていないのではないかと

と考えております。全般的な不法投棄の問題と一緒に啓発を行っておりまして、ごみのポイ捨てに特化した啓発ではないということです。

町内では、多くの地域で6月の環境月間などに清掃活動等を行っていただいております。また、日ごろの生活の中でも環境意識を持ってそれぞれの皆さんが生活をしていただいております。また地域活動以外でも、例えば、入野松原の一斉清掃、海岸漂着ごみの回収などにおいても、地域の皆さまや事業所の方々、サーファーの皆さまなどがボランティアでご参加をいただき、大変お世話になっているところです。そのような環境美化活動の際には、町からゴミ袋等を提供させていただき、回収したゴミについては後日、職員が処分をしております。

なお、ごみの不法投棄などの連絡をいただいた際には、職員が現地確認をし、必要に応じて県の幡多福祉保健所と連携をしながら、原因者が分かれば訪問をし、直接指導を行っております。

こうした地域の皆さまのご協力をいただきながら環境美化の保全を行っておりますので、罰則規定等を盛り込んだ条例制定という方向ではなく、既存の条例の運用をしながら啓発活動によるごみの不法投棄をなくす計画を継続して推進していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

課長いろいろ言っていただきましたが、ポイ捨ての部分で可というふうなことで言っていただきましたけど、ポイ捨ても当然ですね、条例の中にうたうべきだと思います。これ、入野松原なんか散歩してる方が何度も言われるわけですが、もうポイ捨てがあるポイ捨てがあると。それを毎朝拾わんといかんけん何とかしてっていう意見、苦情ですね。よく聞くわけで、そういった条例もですね必要かと思います。

それと、先ほどにおいがどうかってことを言っておられましたけど、これもですね条例の方で洗って出すというふうなマナーですよ、そういったこともうたった条例も必要で、それを出せば、たとえ人家の所であっても、資源ゴミですよ。これ、一般ゴミやなくて資源ゴミ。資源ゴミの場合には可能かと思います。

ちょっと今回のこの一般質問の方の趣旨では、資源ゴミの集める所、それを町内の何カ所か、4カ所5カ所、そういった所に当然屋根付きですよ、そういった場所を構えてそこへ、先ほど言ったようにちゃんと洗ったものを分別して置いていただくということ、それを集めるっていうこと、資源を回収するっていうこと。そういった試みというか、そういったことをするのもうたっております黒潮町ゼロカーボンシティ宣言。シティじゃない、タウンだと思うがやけど。黒潮町ゼロカーボンシティ宣言の一冠。もうほんと初歩の部分というか、であると思うがですよ。そういう意味で、黒潮町もこういう宣言をした以上は、そういったところから行うべきではないかと、自分は思います。そうしたことはですね、子どもたちにもね、その教育にもなると思うがですね。それが、黒潮町はゴミのないとことか、そういった文化にもなると思うがですけど。これ大事やと思います、ほんとに。そういったまちづくりをするのが黒潮町であってほしいと、自分は思うわけです。

このゴミ収取場所の件、何ていうかねそのマナー違反の方の心配であるとか、そういったことは二の次にしないと始まん問題やと思いますし、先ほど言ったその条例によってそういったくくりをつくってですね、駄目なことは駄目という町でなくてはならないと思いますし、そうしたことを継続していった素晴らしい黒潮町になると思いますんで、ぜひ庁舎内で皆さんでいい案を考えていただいて、何カ所かに早い

うちに設置していただけることを切望致しまして、今回の質問の方、全て終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 17時 10分